

高崎市浄配水場等運転管理業務仕様書

(趣旨)

第1条 本仕様書は、高崎市（以下「発注者」という。）が管理する取水施設、浄水場、配水施設、水質監視施設及び減圧槽（別表1に掲げる施設。以下「浄配水場等」という。）の運転管理に係る業務並びに水質検査所在地（別表1に掲げる所在地）における水質検査に係る業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、業務範囲等必要な事項を定めるものである。

(業務の履行)

第2条 本業務を受注する者（以下「受注者」という。）は、安全な水道水の安定供給を維持するため、浄配水場等の機能を十分に発揮できるよう、自らの知識及び経験を最大限活用し、その適切な運営を図り、本仕様書のほか、関係法令、契約書及びその他関係書類等に基づき、誠実かつ安全に本業務を履行するとともに、細心の注意を払い、事故等の未然防止に努めなければならない。

2 受注者は、自己の責任において本業務に従事する者（以下「従事者」という。）に必要な資格者を配置し、本業務を遂行するための適正な体制を整えるものとする。

(委託期間)

第3条 本業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(業務委託内容)

第4条 本業務の主な内容は、次のとおりとし、本業務の実施場所ごとの詳細及び業務分担については、別表2によるものとする。

(1) 運転監視業務

- ア 浄配水場等の設備機器の運転
- イ 浄配水場等の監視及び操作
- ウ 浄配水場等の故障・緊急時の対応
- エ 浄配水場等における水位等の異常に係る導水管、送水管等の調査
- オ 施設の保安全管理（指定廃棄物保管庫を含む。）

(2) 保守管理業務

- ア 浄配水場等の機械及び設備機器の点検
- イ 浄配水場等の電気設備の点検（電気事業法（昭和39年法律第170号）による点検を除く。）
- ウ 浄配水場等の電気設備の点検（電気事業法による点検に限る。）の立会い
- エ 浄配水場等の設備機器の調整
- オ 浄配水場等の軽微な補修

(3) 巡視点検業務（巡視点検計画表に基づく、次に掲げる設備に係る点検業務）

- ア 取水及び高浜川注入設備
- イ 沈殿池設備
- ウ 緩速ろ過設備
- エ 急速ろ過設備
- オ 計装設備

- カ 排水処理設備
- キ 薬品注入及び貯留設備
- ク 配水ポンプ及び送水ポンプ設備
- ケ 緊急遮断弁設備
- コ 自動水質監視装置

(4) 水道法（昭和32年法律第177号）第22条の2に基づく点検業務

水道法第22条の2に基づき、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条の2で規定された水道施設の点検。

ア 点検対象

水道法施行規則第17条の2第1項第3号で規定するコンクリート構造物（別表5参照）

イ 点検頻度

コンクリート構造物は3年に1回。発注者が指定する期間に実施すること。

ウ 点検方法

「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）」に従い実施すること。

(5) 水質管理業務

ア 浄配水場等の運転管理上必要な水質検査及び管理（水道法に定める概ね1箇月ごとの水質検査は除く。）

イ 毎日1回以上の別表1の毎日水質検査所在地における末端給水栓での「色、濁り、残留塩素濃度」の検査

ウ 自動水質監視装置設置地点での残留塩素濃度測定及び自動水質監視装置の数値校正

エ 別表1の水質監視施設において、配水管等の水質・水圧異常を検知した場合の発注者への報告

オ 水質事故等における臨機の措置

カ 概ね3ヶ月毎の若田、白川浄水場の事業場排水の採水業務

キ 浄配水場等での水質管理に関する要求水準は、別表4を参照すること

(6) 調達管理業務

ア 浄配水場等の運転に必要な薬品の管理

イ 浄配水場等の自家発電機等に係る燃料（ガソリン、軽油、灯油等）の管理

ウ 本業務に必要な関係備用品の調達及び管理

(7) 取水量等管理業務

ア 取水量、配水量、高浜川に係る注入量等の調整

イ 浄配水場等の系統ごとのバランス調整による安定した取配水量の確保及び供給に係る作業

ウ 水量調整等に関する要求水準は、別表4を参照すること

(8) 書類作成等業務

ア 運転管理対応勤務表の作成及び提出

イ 緊急連絡体制表の作成及び提出

- ウ 巡視点検計画表の作成及び提出
- エ 巡視日報、記録簿等の作成及び提出
- オ 水道法 22 条の 2 に基づく点検表の作成及び提出
- カ 修繕対応体制表の作成及び提出
- キ 浄配水場等の管理マニュアルの定期的な見直し及び提出
- ク 取・配水量報告書の作成
- ケ 毎日 1 回以上の別表 1 の毎日水質検査所在地における末端給水栓等での「色、濁り、残留塩素濃度」検査の結果の報告
- コ 浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催
- サ 水質管理安全計画の作成及び提出

(9) その他

- ア 見学者（市内小学生社会科見学含む）、来訪者及び場内作業業者の対応
- イ 緊急時における発注者への連絡
- ウ 浄配水場等の除雪及び排雪作業
- エ 各種調査に係る回答のための資料作成
- オ 水道記念館の適正な管理（週に 1 度、空調の運転及び建物内の空気の入替え、トイレ清掃等）
- カ 本業務の実施に当たり付随的に必要となる作業等
（施設の運転）

第 5 条 浄配水場等の運転は、平常時において毎日 24 時間とする。ただし、テロ、天災等による重故障等、現状予測し得ない事象が起り、緊急回避として運転停止に至った場合等については、別途協議し、発注者が運転方法を指示する。

（施設の制御及び監視）

第 6 条 受注者は、現行の業務水準を維持することはもとより、一層の業務水準の向上を図り、安定供給ができる十分な業務遂行体制を構築しなければならない。

2 受注者は、関連する他の事業者との連絡体制を取り、随時水質管理及び運転操作の情報交換をするものとする。

（監視設備更新等への対応）

第 7 条 受注者は、監視設備等の更新に伴う習熟、教育、対応等の実施については、本業務の範囲内であることを認識し、更新前、更新中及び更新後に必要となる諸課題に対し、適切な対応を図るものとする。

（総括責任者の選任）

第 8 条 受注者は、本業務を履行するにあたり総括責任者 1 名を選任する。

2 総括責任者の資格基準は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 水道技術管理者
 - (2) 電気主任技術者又は第 1 種電気工事士の資格を有する者
 - (3) 浄水場施設での実務経験が 5 年以上あり、維持管理業務等に高度な技術力と的確な判断力を有する者
- 3 総括責任者の選任にあたっては、保有資格及び維持管理業務等に関する実務経歴等を明記した「総括責任者選任（解任）届」により、発注者へ報告しなければならない。解任

する場合もまた同様とする。

- 4 受注者は、総括責任者を解任したときは、速やかに新たな総括責任者を選任しなければならない。

（総括責任者の任務）

第9条 総括責任者は、平日（高崎市の休日を定める条例（平成元年高崎市条例第36号）に定める休日以外の日をいう。）に日中（受注者が定める勤務時間をいう。）において若田浄水場に勤務し、本業務の実施を統括するとともに、発注者と密接な連絡を取り、本業務の適正かつ円滑な遂行を図るものとする。

- 2 総括責任者は、配置職員の指揮、監督を行うとともに、技能技術の向上、勤怠管理及び事故防止に努めなければならない。
- 3 総括責任者は、従事者の中から総括責任者不在時に総括責任者の任務を代行する副総括責任者を地域ごとに選任し、資格基準は総括責任者に準じるものとする。
- 4 総括責任者又は副総括責任者は、業務日誌により、従事者の交代時に、業務等の引継ぎを確実にしなければならない。
- 5 総括責任者は、緊急時及び故障等の異常発生との連絡を受けた場合にあって、取水、浄水及び配水に甚大な影響があると判断したときは、第4条第8号イにより提出した緊急連絡体制表に基づき、発注者へ連絡及び報告を行わなければならない。

（従事者及び有資格者等の確保）

第10条 受注者は、本業務を履行するにあたり、次に掲げる資格等を有する従事者を必要数配置し、本業務に支障が生じないようにしなければならない。

- （1）水道技術管理者
- （2）水道施設管理技士
- （3）電気主任技術者
- （4）電気工事士
- （5）3年以上の水道施設維持管理実務経験
- （6）その他法令上本業務に直接必要とする資格で発注者が認めるもの

- 2 従事者の配置にあたっては、保有資格及び維持管理業務等に関する実務経歴等を明記した「受託業務配置職員選任（解任）届」により、発注者へ報告しなければならない。解任する場合もまた同様とする。

（業務の履行体制）

第11条 従事者の就業体制は、原則として下表に示すとおりとする。

- （1）高崎地域

業務名称	就業形態
ア 運転監視業務（※1）	24時間
イ 保守管理業務	巡視点検計画表及び運転管理対応勤務表による
ウ 巡視点検業務	巡視点検計画表及び運転管理対応勤務表による
エ 緊急時対応業務	必要の都度

- ※1 運転監視業務については、業務履行期間中に若田浄水場に従事者が不在にならないよう必要人員を確保すること。遠隔監視装置等による故障等の異常発生の監視及び異常発生時には、現場における初期対応、施設の機能回復を図るもの

とする。

(2) 箕郷、群馬、新町、榛名及び吉井地域

業務名称	就業形態
ア 運転監視業務 (※2)	巡視点検計画表及び運転管理対応勤務表による
イ 保守管理業務	巡視点検計画表及び運転管理対応勤務表による
ウ 巡視点検業務	巡視点検計画表及び運転管理対応勤務表による
エ 緊急時対応業務	必要の都度

※2 運転監視業務については、施設への常駐を必要としないが、警報メール等による故障等の異常発生の監視及び異常発生時には、現場における初期対応、施設の機能回復を図るものとする。

- 2 受注者は、受注者が独自に定める休日を従事者に与える場合及び従事者が病気等で休暇を取得した場合であっても、業務の履行に支障のないようにしなければならない。

(従事者の服装等)

第12条 受注者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させなければならない。

- 2 受注者は、従事者に「常に市民への奉仕者」であることの認識及び自覚を持たせるよう努め、従事者の対応について第三者から指摘を受けないように努めなければならない。

(修繕等業務)

第13条 受注者は、巡視点検等により発見した不良箇所又は故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修繕可能なものについては受注者が修繕し、現場での修繕では機能回復が困難なものについては修繕等を手配し、機能回復を図るとともに、修繕内容及び修繕業者名を発注者へ連絡するものとし、作業終了後速やかにその旨を発注者に報告し、後日、修理の状況を記した書類を提出するものとする。ただし、当該事象が浄配水場等の施設に重大な影響を及ぼす恐れがある場合においては、直ちに応急措置を行うとともに、発注者に報告しなければならない。なお、受注者の責めに帰すべき理由による修繕以外の修繕費用については、発注者が負担するものとする。

(教育及び訓練)

第14条 受注者は、全ての従事者に対して、次に掲げる浄配水場等の保全・保安に係る必要な知識、機能に関する教育勉強会及び想定できる事故、その他の災害が発生したときの対応についての訓練を実施し、実施内容を報告書にまとめ、発注者に提出しなければならない。

- (1) 緩速ろ過・急速ろ過の構造仕組み及び各薬品注入の効果、因果関係(月に1回以上)
- (2) 各施設の問題点及び解決案(随時)
- (3) 自然災害及び水質事故等への対応訓練(年に1回以上)

(安全管理)

第15条 受注者は、浄配水場等及びその周辺において不審物等を発見した場合又は通報等によりその存在を知った場合は、当該地点に急行し、不審事項を確認のうえでその排除に努めるか、警察署又は消防署に通報し、その指示に従うとともに、直ちに発注者に報告するものとする。

(従事者の健康診断)

第16条 受注者は、従事者に対し、水道法第21条及び水道法施行規則第16条の規定による健康診断を実施し、速やかにその結果を発注者に報告するものとする。

2 受注者は、発注者より臨時健康診断の実施の要求があったときも、前項の健康診断を実施し、速やかにその結果を発注者に報告するものとする。

(危機管理対応)

第17条 受注者は、震災、停電、漏水、出水、受水不良、水質異常等の事態が発生した場合及び機械警備における異常事態が発生した場合は、必要な初期対応を行うとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、台風、大雨、大雪、地震、落雷、渇水、施設故障及び水質異常等の緊急事態に備え、緊急連絡体制を整備するとともに、従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な緊急措置を行える準備等をおこななければならない。

3 受注者は、大規模な災害等が発生した場合に備え、協力事業者等からの支援体制を構築し、その支援内容を発注者に書面で提出しなければならない。

4 受注者は、緊急事態が発生した場合は、総括責任者及び必要な人数の従事者を当該浄配水場等に集合させ、必要な初期対応を行うとともに、速やかに発注者に連絡しなければならない。

(報告書等の提出)

第18条 受注者は、業務日誌による報告のほか、運転等に関する技術的問題又は臨時的若しくは緊急的に発生した問題については、その都度発注者に報告し協議しなくてはならない。

2 受注者は、年2回(9月・3月)、運転方法、施設等の改善箇所をまとめ、発注者に報告するものとする。

(書類の保管)

第19条 受注者は、高崎市情報セキュリティポリシー(令和4年4月改定)を遵守し、関係書類等について責任を持って保管しなければならない。

2 受注者は、発注者の許可なく前項の関係書類等を外部に持ち出し、又は他の者に提供してはならない。

(業務委託料の支払い)

第20条 受注者は、毎月の業務完了後、年間業務委託料の12分の1の額に相当する額を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求をする際には、発注者が定める様式による業務完了報告書及び業務引渡書を提出しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第21条 受注者は、契約の終了時又解除時には、発注者又は発注者が指定する者に対し、誠意を持って速やかに本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 前項の引継ぎに要する費用等は、受注者の負担とする。

(貸与品)

第22条 発注者は、受注者に、本業務に必要な残留塩素測定機、pH測定機、濁度測定機、水温計、気温計、ジャーテスト機器、工具(水中ポンプ、同ホース、仕切弁開閉器具、清掃用具等)、機器取扱説明書及びその他関係書類を貸与する。

2 受注者は、前項に掲げる以外の物で、本業務遂行上必要と認められるものは、発注者の許可を得て使用することができる。

3 受注者は、貸与品について、善良な管理を行うこととし、毀損、滅失等があった場合には、速やかに発注者に指示を受け、従わなければならない。

4 受注者は、貸与品について、受注者の責めに帰すべき理由により毀損、滅失等があった場合には、原状回復し、若しくは発注者に損害を賠償しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第23条 受注者は、発注者の許可を受けて、施設の一部を事務室及び休憩室（以下「事務室等」という。）として使用することができる。この場合、受注者は、定期的に清掃を行うなど、善良な管理をしなければならない。

2 受注者は、事務室等を改造する場合には、発注者の許可を得なければならない。この場合において、それに要する費用は、受注者の負担とする。

3 事務室等について、受注者の責めに帰すべき理由により汚損があった場合又は契約期間が終了（途中解約を含む。）した場合は、受注者の負担で原状回復しなければならない。ただし、発注者の承認があった場合にあっては、この限りでない。

(経費の負担及び目的外使用の禁止)

第24条 本業務の実施に要する浄配水場等に係る経費（上下水道、ガス、固定電話、FAX）については、発注者が負担するものとする。

2 受注者は、浄配水場等（管理施設を含む。）の運転管理等にあたっては節水、節電に十分配慮するとともに、業務の目的以外に使用してはならない。

(車両の運行等)

第25条 受注者は、本業務に車両を必要と認めたときは、自ら確保するものとする。

2 車両の維持、運行、燃料費その他の必要経費等は、受注者の負担とする。

3 受注者の車両に係る事故及びトラブルについては、受注者が一切の責任を負うものとする。

(業務改善)

第26条 発注者は、受注者の業務遂行が不適切と認めたときは、受注者に対して改善を求めることができる。

(リスク分担)

第27条 発注者及び受注者は、「別表3 リスク分担表」のとおり、水道法上のリスク及び本業務委託上のリスクを分担するものとする。

(業務の実施に伴う損害賠償)

第28条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、本業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係法令遵守)

第29条 受注者は、本業務の履行にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 水道法

(2) 電気事業法

(3) 労働基準法

(4) 労働安全衛生法

- (５) 職業安定法
- (６) 労働者災害補償保険法
- (７) 消防法
- (８) 騒音規制法
- (９) 振動規制法
- (１０) 水質汚濁防止法
- (１１) 大気汚染防止法
- (１２) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (１３) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
- (１４) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (１５) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (１６) 警備業法
- (１７) 個人情報の保護に関する法律
- (１８) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (１９) フロン排出抑制法
- (２０) 毒物及び劇物取締法
- (２１) 群馬県の生活環境を保全する条例
- (２２) その他この契約の履行に係る法令
- (２３) 監督官庁からの指示命令等
(環境負荷の軽減)

第３０条 受注者は、本業務の履行にあたり、以下の取組みを重点的に行い、環境負荷の低減に努めるものとする。

- (１) 再生可能エネルギー・省エネルギー及びグリーン購入の推進
- (２) 廃棄物の減量・資源化及び適正処理
- (３) 環境に関する法令、条例、協定の他の合意事項の順守及び環境汚染の予防

別表 1

高崎市浄配水場等運転管理業務

高崎市浄配水場等施設名称及び所在地一覧

点検周期凡例

- A 毎日
 B 週2回
 C 週1回
 D 月2回
 E 月1回
 F 半年1回
 G 年1回
 H 随時（詳細回数については、契約時に提出する巡視点検計画表に基づき発注者・受注者協議の上、決定するものとする。）

水系名	施設名称	所在地	点検周期
高 崎 地 域			
若田・剣崎	神山取水場	高崎市上里見町 6 3 3 - 1	A
	剣崎浄水場	高崎市剣崎町 1 3 1 7 - 1	A
	剣崎拡張用地	高崎市剣崎町 1 3 3 1 - 3 外	H
	若田浄水場	高崎市若田町 3 0 9 - 2	A
	高浜川注水口	高崎市高浜町 1 0 8 0 - 2	H
	山名ラインポンプ場	高崎市山名町 1 4 9 7 - 4	B
	山名配水池	高崎市山名町 1 7 1 2 - 6	B
	城山ポンプ場	高崎市寺尾町 1 3 3 3 - 6	B
	城山配水池	高崎市寺尾町 1 0 6 4 - 2 1	D
	緑ヶ丘配水池	高崎市山名町 2 3 6 0 - 2	D
	緑ヶ丘送水ポンプ場（休止中）	高崎市山名町 2 3 0 9 - 9	H
	グリーンヒル高崎ポンプ場	高崎市山名町 2 5 0 0 - 1 1	B
	グリーンヒル高崎配水池	高崎市山名町 2 5 0 7 - 1 0	B
乗附	乗附浄水場	高崎市八千代町 4 - 2 - 4	B
	天神山配水池	高崎市乗附町 2 1 7 0 - 3	B
	白衣配水池	高崎市寺尾町字小塚国有林 8 9 林班イ 2 小班(白衣大観音西側)	D
	清水配水池	高崎市石原町 2 4 0 0 - 1	D
	乗附配水池	高崎市乗附町 1 1 1 0 - 1	B
	大平台配水池	高崎市乗附町 2 6 6 2 - 3	D
	大平第 1 ポンプ場	高崎市乗附町 3 5 7 2 - 7	B
	大平第 2 ポンプ場	高崎市乗附町 3 3 8 1 - 3	B
	大平原配水池	高崎市乗附町 3 2 9 1 - 3	B
	安中大谷配水池	安中市大谷 1 0 5 2 - 1	D
	鶴辺ポンプ場	高崎市石原町 3 4 9 3 - 3	B
	鶴辺配水池	高崎市寺尾町 1 0 6 4 - 4 1	B
	姥山配水池	高崎市寺尾町 1 4 3 4	B
	姥山加圧ポンプ場	高崎市寺尾町 1 0 6 4 - 4 6 地先	B
	館加圧ポンプ場	高崎市寺尾町 1 7 6 6 - 4	D
	鼻高第 1 圧力調整池	高崎市鼻高町 2 0 0 7 - 4	D

水系名	施設名称	所在地	点検周期
白川	白川浄水場	高崎市箕郷町上芝 7 0 5－1	A
	金敷平分水工	高崎市箕郷町金敷平 2 5 6－9	E
	白川水源（休止中）	高崎市箕郷町上芝 9 6 9	H
	浜川水源（休止中）	高崎市浜川町 5 8 4－2	F
	浜川 2 号井（休止中）	高崎市浜川町 7 6 0－2	F
	浜川 3 号井（休止中）	高崎市浜川町 6 4 6－6	F
	浜川 4 号井（休止中）	高崎市浜川町 9 8 5－2	F
	浜川 5 号井（休止中）	高崎市箕郷町下芝 7 4 6－4	F
中島	宿横手浄水場（休止中）	高崎市宿横手町 4 4 0－3	F
	宿横手 1 号井（休止中）	高崎市萩原町 1 0 7 3－2	F
	宿横手 2 号井（休止中）	高崎市萩原町 1 6－5	F
	宿横手 3 号井（休止中）	高崎市宿横手町 3 4 0	F
	中島浄水場（休止中）	高崎市中島町 9 7	F
	中島 1 号井（休止中）	高崎市中島町 9 7	F
	中島 2 号井（休止中）	高崎市上滝町 2 2 4－2	F
	中島 3 号井（休止中）	高崎市上滝町 2 6 2－2	F
	中島 4 号井（休止中）	高崎市中島町 1 4 2－2	F
	中島 5 号井（休止中）	高崎市中島町 4 1－2	F
	中島 6 号井（休止中）	高崎市中島町 4 1 2－2	F
	中島 7 号井（休止中）	高崎市宿横手町 2 0 6－2	F
	中島 8 号井（休止中）	高崎市宿横手町 2 9 1－2	F
	中島 9 号井（休止中）	高崎市上滝町 4 1 0－3	F
	中島 1 0 号井（休止中）	高崎市上滝町 6 5 9－3	F
	中島 1 1 号井（休止中）	高崎市中島町 5 0 6－1	F
	中島 1 2 号井（休止中）	高崎市中島町 5 2 7－2	F
	中島 1 3 号井（休止中）	高崎市下滝町 1 5 8－7	F
県央	正観寺配水場	高崎市正観寺町 8 3 0	B
箕郷地域			
矢原	矢原浄水場	高崎市箕郷町矢原 1 9 8 5	B
	第 1 水源 利根川水系 榛名白川・室ノ沢川 ※落葉の時期は A	高崎市箕郷町松之沢 3 3 0	B
	第 4 水源 利根川水系 榛名白川・室ノ沢川	高崎市箕郷町松之沢 9	H
	赤坂隧道（相馬原演習場内） ※落葉の時期は A	高崎市箕郷町松之沢 2 5 0－2	B
	松之沢隧道取水口 ※落葉の時期は A	高崎市箕郷町松之沢 2 2 6	B
	松原配水池（休止中）	高崎市箕郷町矢原 1 7 3 0－1	H

水系名	施設名称	所在地	点検周期
生原	生原浄水場	高崎市箕郷町矢原 3 6 1	B
	第 5 水源 深井戸	高崎市箕郷町矢原 3 5 8－4	D
唐松	唐松浄水場	高崎市宮沢町 2 1 3 2	B
	第 6 水源 利根川水系 車川 ※落葉の時期は A	高崎市宮沢町 2 1 3 2	B
	第 1 減圧槽（休止中）	高崎市宮沢町 2 1 3 2	H
	第 2 減圧槽（唐松）	高崎市箕郷町中野 3 0 3	G
	第 4 減圧槽（唐松）	高崎市箕郷町善地 1 6 8 5－3	G
	第 6 減圧槽（唐松）	高崎市箕郷町善地 6 7 2－1 0 6	G
	第 7 減圧槽（休止中）	高崎市箕郷町金敷平 1 6 0－1	H
	上ノ原減圧槽	高崎市箕郷町善地 9 6 8－5	G
	愛宕減圧槽	高崎市箕郷町善地 9 4 4－8	G
	下ノ原減圧槽	高崎市箕郷町善地 1 4 0－7	G
	蟹沢減圧槽（休止中）	高崎市箕郷町富岡 1 4 3 0－5 0	H
	駒寄配水池	高崎市箕郷町善地 1 8 0 2	D
	金敷平配水池	高崎市箕郷町金敷平 1 5 2－3	D
松原・唐松	城山配水池（箕郷）（休止中） ※オーバー水の確認は E	高崎市箕郷町西明屋 9 3 2－5	F
	城山第 2 配水池（休止中） ※オーバー水の確認は E	高崎市箕郷町西明屋 8 4 9	F
松原	松原総合配水場	高崎市箕郷町矢原 1 0 6 0－6 2	B
	十二前水源（トンネル湧水）	榛東村新井 2 2 4 6－2	D
松之沢	松之沢浄水場	高崎市箕郷町松之沢 2 5 3－1	B
	松之沢水源 湧水	高崎市箕郷町松之沢 2 5 3－1	D
	赤坂水源 浅井戸	高崎市箕郷町松之沢 2 5 3－1	D
	糸戸配水池	高崎市箕郷町矢原 2 0 2 5－3	D
	不動減圧槽	高崎市箕郷町松之沢 3 8 6－2	G
	道陸陣場減圧槽	高崎市箕郷町松之沢 3 7 1－4	G
	松之沢調圧槽	高崎市箕郷町松之沢 3 1 1－3	G
下之原	下之原浄水場	高崎市箕郷町善地 1 4 0－9	D
	下之原水源 深井戸	高崎市箕郷町善地 1 4 0－9	D
（箕郷簡水） 上善地	上善地浄水場	高崎市箕郷町中野 2 0	B
	水源 湧水	高崎市箕郷町中野 3 6 7－7	D
	上善地減圧槽	高崎市箕郷町善地 1 4 2 2－1	G
	風原配水池 ※オーバー水が出なくなるたびに A	高崎市箕郷町善地 6 7 2－6 5	D
	風原減圧槽 ※上善地浄水場残塩調整のたび B	高崎市箕郷町中野 1 8－3	G
箕郷簡水 （中善地）	中善地浄水場	高崎市箕郷町善地 1 0 6 2	B
	水源 湧水	高崎市箕郷町善地 1 0 6 1－2、1 6 6 5－1	G
群 馬 地 域			
足門	中里取水場	高崎市保渡田町 2 2 4 6－3	B
	足門浄水場	高崎市足門町 8 1 4－1	B
	第 3 取水場（休止中）	高崎市足門町 1 4 0 8－1	
	第 8 取水場（休止中）	高崎市足門町 6 4 2－1	
	第 9 取水場（休止中）	高崎市保渡田町 2 2 2 9－3	
金古	金古立坑取水場	高崎市金古町 1 5 7 7－2	B
	金古浄水場	高崎市金古町 1 6 8 6－1 2	B

水系名	施設名称	所在地	点検周期
新 町 地 域			
新 町	新町浄水場	高崎市新町 3 0 7 4 - 1	B
	第 1 水源	高崎市新町 3 0 7 4 - 1	E
	第 2 水源	高崎市新町 3 1 5 3	E
	第 3 水源	高崎市新町 4 6 7 - 2	E
	第 4 水源	高崎市新町 3 2 9 2 - 3	E
	第 5 水源	高崎市新町 7 3 7 - 4	E
	高架水槽	高崎市新町 1 8 1 2 - 3	D
榛 名 地 域			
宮 谷 戸	宮谷戸浄水場	高崎市下室田町 7 0 4	C
	室田第 1 水源 深井戸	高崎市下室田町 7 0 4	G
	室田第 2 水源 深井戸	高崎市下室田町 6 7 9 - 5	G
	宮谷戸配水池	高崎市下室田町 1 0 5	C
	室田第 2 導水沈砂池	高崎市下室田町 6 8 0 - 3	G
下 村	下村浄水場	高崎市下室田町 3 0 2 5 - 4	C
	室田第 4 水源 湧水 (4 - 1)	高崎市下室田町 4 6 4 3	C
	室田第 4 水源 湧水 (4 - 2)	高崎市下室田町 4 6 7 1	C
	室田第 4 水源 湧水 (4 - 3)	高崎市下室田町 4 6 6 9	C
	室田第 6 水源 深井戸	高崎市下室田町 3 1 2 5 - 6	C
	大久保ポンプ場 (休止中)	高崎市中室田町 1 9 1 - 2	F
一 五 沢	一五沢浄水場	高崎市下室田町 4 5 4 7	C
	室田第 3 水源 湧水 (3 - 1)	高崎市下室田町 4 5 4 6 - 2	G
	室田第 3 水源 湧水 (3 - 2)	高崎市下室田町 4 7 3 7 - 2	G
	室田第 3 水源 湧水 (3 - 3)	高崎市下室田町 4 5 8 1 - 1 0	G
	室田第 3 水源 湧水 (3 - 4)	高崎市下室田町 4 5 8 1 - 2	G
	室田第 3 水源 湧水 (3 - 5)	高崎市下室田町 4 7 6 0 - 1	G
	室田第 3 水源 湧水 (3 - 6)	高崎市下室田町 4 5 8 1 - 1	G
	一五沢浄水場着水槽	高崎市下室田町 4 5 4 5 - 1	G
	接合井	高崎市下室田町 4 5 4 6 - 2	G
上 里 見	上里見浄水場	高崎市上里見町 2 6 3 0 - 3	C
	里見第 1 水源 湧水	高崎市上里見町 2 6 3 5 - 3	G
	里見第 2 水源 湧水	高崎市上里見町 4 0 4 6 - 8	G
	里見第 5 水源 (トソ湧水、未利用)	高崎市上里見町 2 3 2 8 - 3 付近	G
	蕨平中継ポンプ場	高崎市上里見町 3 4 8 9 - 4	C
	雉子ヶ尾送水ポンプ場 (休止中)	高崎市上里見町 1 0 8 7 - 4	H
	蕨平配水池	高崎市上里見町 3 5 9 4 - 2	C
	雉子ヶ尾配水池 (休止中)	高崎市上里見町 1 2 0 4 - 3	H
	吉ヶ谷加圧ポンプ場	高崎市中里見町 1 7 4 8 - 7	C
	保古里加圧ポンプ場	高崎市上里見町 2 5 0 9 - 3	C
	里見フルーツ団地配水池	高崎市下里見町 2 4 4 8 - 7	F
	間野浄水場	高崎市上里見町 3 2 8 0 - 2	C
	間野導水ポンプ制御盤	高崎市上里見町 2 8 7 3 付近	C
	里東配水池	高崎市中里見町 6 6 6 - 2	C
	里見第 3 水源 深井戸 (根岸ポンプ場)	高崎市中里見町 2 2 4 - 1 0	H
	里見第 4 水源 湧水 (井ノ下ポンプ場)	高崎市中里見町 2 2 2 1 - 3	C

水系名	施設名称	所在地	点検周期
十文字	十文字浄水場	高崎市十文字町 1 4 4 2 - 3	C
	十文字第 1 水源 湧水	高崎市下室田町 4 8 2 8	G
	第 3 減圧槽（十文字）	高崎市下室田町 4 8 4 5 付近	G
	第 4 減圧槽（十文字）	高崎市下室田町 4 8 4 5	G
	第 5 減圧槽（十文字）	高崎市宮沢町 2 1 1 0 - 3 付近	G
	第 6 減圧槽（十文字）	高崎市宮沢町 2 1 0 9 - 2	G
	第 7 減圧槽（十文字）	高崎市宮沢町 1 9 2 9	G
	十文字第 2 水源 湧水	高崎市宮沢町 2 1 1 4 - 1	G
	十文字第 3 導水	高崎市十文字町 8 8 4 - 2	C
小田原	小田原浄水場	高崎市宮沢町 1 9 1 8 - 2	C
白岩	白岩浄水場	高崎市白岩町 2 1 1 - 1	C
	白岩第 1 水源 湧水（1）	高崎市宮沢町 2 1 3 2	G
	白岩第 1 水源 湧水（2 - 1）	高崎市宮沢町 2 1 2 5	G
	白岩第 1 水源 湧水（2 - 2）	高崎市宮沢町 2 1 2 5	G
	白岩第 1 水源 湧水（3）	高崎市宮沢町 2 1 3 1	G
	白岩第 1 水源 湧水（4 - 1）	高崎市宮沢町 2 1 3 1	G
	白岩第 1 水源 湧水（4 - 2）	高崎市宮沢町 2 1 3 1	G
	白岩第 1 水源 湧水（4 - 3）	高崎市宮沢町 2 1 3 1	G
	第 8 減圧槽（白岩）	高崎市宮沢町 2 1 2 5 - 4 付近	G
	第 9 減圧槽（白岩）	高崎市箕郷町善地 1 9 7 8 - 6	G
	第 1 2 減圧槽（白岩）	高崎市十文字町 1 4 7 5 - 7	E
	白岩第 2 水源 深井戸	高崎市白岩町 4 0 3 - 1	F
宮沢	宮沢浄水場	高崎市宮沢町 1 4 3 6 - 1	C
	宮沢第 1 水源 深井戸	高崎市宮沢町 1 4 3 6 - 1	C
高浜	高浜浄水場	高崎市高浜町 1 1 9 8 - 2 5	C
	高浜第 1 水源 深井戸	高崎市宮沢町 1 7 6 7 - 5	F
	高浜第 2 水源 深井戸	高崎市三ツ子沢町 5 7 - 1	F
	高浜第 3 水源 浅井戸	高崎市十文字町 5 8 8 - 6	C
	高浜調整池	高崎市宮沢町 1 8 0 0 - 3	C
本郷	本郷浄水場	高崎市本郷町 1 6 8 1 - 3	C
	本郷第 1 水源 深井戸	高崎市本郷町 1 6 8 1 - 3	C
神戸	神戸浄水場	高崎市神戸町 5 2 5 - 5	H
	神戸第 1 水源 深井戸	高崎市神戸町 5 2 5 - 5	H

水系名	施設名称	所在地	点検周期
(北の谷) 榛名簡水	北の谷高区浄水場	高崎市中室田町 4 1 8 1 - 5	C
	北の谷低区配水池	高崎市中室田町 9 1 9 - 3	C
	第 1 水源 湧水	高崎市中室田町 4 5 3 3 - 1	G
	第 2 水源 湧水	北の谷高区配水池から徒歩 3 0 分	G
	第 3 水源 湧水	北の谷高区配水池から徒歩 3 0 分	G
	第 4 水源 湧水	北の谷高区配水池から徒歩 3 0 分	G
(中室田北部) 榛名簡水	中室田北部浄水場	高崎市中室田町 3 7 7 3	C
	第 1 水源 湧水	ベルエアーカントリークラブの北	G
	第 2 水源 湧水	高崎市中室田町 4 6 9 4 - 2 先	G
	第 1 減圧槽 (第 1 水源)	高崎市中室田町 4 7 1 4	F
	第 2 減圧槽 (第 1 水源)	高崎市中室田町 4 7 1 9 先	F
	第 3 減圧槽 (第 2 水源)	高崎市中室田町 3 8 2 3 先	F
	第 4 減圧槽 (第 2 水源)	高崎市中室田町 3 8 4 0 先	F
(中室田) 榛名簡水	上ノ原浄水場	高崎市上室田町 5 3 0 1 - 4	C
	中室田配水池	高崎市中室田町 1 4 5 8 - 6	C
	見谷戸配水池	高崎市中室田町 5 8 4 6	C
	中室田第 1 水源 深井戸	高崎市中室田町 1 2 9 8 - 4	F
	中室田第 2 水源 深井戸	高崎市上室田町 5 3 0 1 - 3	H
	中室田第 3 水源 深井戸 休止	高崎市上室田町 5 1 5 2 - 4	H
	上ノ原高区配水池 (休止中)	高崎市中室田町 2 2 6 8 - 4 4	F
(本庄・中戸) 榛名簡水	本庄第 1 水源 湧水	高崎市上室田町 2 0 6 1 - 1 付近	G
	本庄第 2 水源 湧水	高崎市上室田町 2 0 8 4	G
	本庄第 2 水源送水ポンプ場	高崎市上室田町 2 0 8 4	C
	本庄配水池	高崎市上室田町 2 0 5 9 - 4	C
	中戸水源 湧水	高崎市上室田町 2 5 0 9 - 1 付近	G
	中戸浄水場	高崎市上室田町 2 5 5 5 - 2	C
	中戸加圧ポンプ場	高崎市上室田町 2 6 0 6 - 2 付近	C
(上室田) 榛名簡水	上室田原水源 深井戸	高崎市上室田町 3 6 6 0 - 2	C
	上室田原配水池	高崎市上室田町 3 6 6 2 - 4	C
	第 2 減圧槽	高崎市上室田町 3 0 0 3 - 1 3	H
(社家町) 榛名簡水	社家町第 1 水源 湧水	高崎市榛名山町 4 1 7 付近	G
	社家町第 2 水源 湧水	高崎市榛名山町 4 1 7 付近	G
	社家町第 3 水源 湧水	高崎市榛名山町 4 1 7 付近	F
	社家町第 4 水源 深井戸	高崎市榛名山町 1 3 8	C
	社家町浄水場	高崎市榛名山町 1 6 8 - 4	C
(湖畔) 榛名簡水	湖畔第 2 水源 浅井戸 休止	高崎市榛名湖町 8 4 0 - 1	H
	湖畔第 3 水源 深井戸	高崎市榛名湖町 8 4 8 - 3 2	C
	湖畔配水池	高崎市榛名湖町 8 4 8 - 1 1 4	C
(沼ノ原) 榛名簡水	沼ノ原水源 湧水	高崎市榛名湖町 8 4 6	C
	沼ノ原配水池	高崎市榛名湖町 8 4 6	F
	沼ノ原加圧ポンプ場 (夏季のみ)	高崎市榛名湖町 8 4 5	C

水系名	施設名称	所在地	点検周期
吉 井 地 域			
小 梨	小梨浄水場	高崎市吉井町東谷 9 6 2	A
	小梨水源 小梨川表流水	高崎市吉井町東谷 1 0 0 2－2 先	A
八 束	八束浄水場	高崎市吉井町塩 1 3 8 5	A
	南牧川頭首工	下仁田町宮室 1 2－2 先	G
	大塩湖（7月～9月はC）	富岡市南後箇 1 9 7 0	E
	高区配水池	高崎市吉井町塩 1 3 8 5	G
	調整池	高崎市吉井町塩 6 1 8	D
	関越ポンプ場	高崎市吉井町塩 1 5 0－2	B
	関越配水池	高崎市吉井町塩 9 5 2（関越ハイランド地内）	D
	坂口ポンプ場	高崎市吉井町坂口 9 6 6－2	B
	坂口配水池	高崎市吉井町坂口 1 8－1	D
	小根ラインポンプ	高崎市吉井町小棚 1 4 9 9－2 先	E
	申田ポンプ場	高崎市吉井町上奥平 1 1 6 7－3	B
	上奥平配水池	高崎市吉井町上奥平 1 0 1 5	D
	矢田配水池	高崎市吉井町矢田 1 1 2 2	D
	西深沢配水池	高崎市吉井町多比良 2 4 0－3	D
	多比良配水池（休止中）	高崎市吉井町多比良 3 2 0 8－3	H
	牛伏山送水ポンプ場	高崎市吉井町神保 1 3 0 0－5 付近	B
岩 崎	岩崎浄水場	高崎市吉井町岩崎 2 8 1 2－1	A
	岩崎取水場	高崎市吉井町岩崎 2 5 9 6	A
	岩崎配水池	高崎市吉井町岩崎 2 3 9 5 ほか	B
	南陽台配水池	高崎市吉井町南陽台 1－1 9－1 3	B

水質監視施設

水系名	施設名称	所在地	点検周期
高 崎 地 域（自動水質監視装置）			
若田に接続	若田浄水場会議室	高崎市若田町 3 0 9－2	A
	剣崎町監視所	高崎市剣崎町 2 9 4－6	D
	中豊岡町監視所	高崎市中豊岡町 2 5	D
	下豊岡町監視所	高崎市下豊岡町 5 7 6－7	D
	鼻高町監視所	高崎市鼻高町 6 1 9－7	D
	飯塚町監視所	高崎市飯塚町 1 4 7－2	D
	請地町監視所	高崎市請地町 2 0－2	D
	八島町監視所	高崎市八島町 7 0－1	D
	山名町監視所	高崎市山名町 7 2 0－2	D
	片岡町監視所	高崎市片岡町 2－1 2－1	D
乗附に接続	姥山監視所	高崎市寺尾町 1 0 6 4－4 6	D
	大平原監視所	高崎市乗附町 3 2 9 1－3	D
	乗附町監視所	高崎市乗附町 1 9 7 9－2	D
	石原館監視所	高崎市石原町 2 9 2 4－2	D
白川に接続	中尾町監視所	高崎市中尾町 1 2 7 7－3	D
	小八木町監視所	高崎市小八木町 1 3 4－3	D
	緑町監視所	高崎市緑町 1－2 7－8	D
	下小埸町監視所	高崎市下小埸町 1 1 2 0－2	D
正観寺に接続	竜見町監視所	高崎市下和田町 2－2 2 8－2	D
	京目町監視所	高崎市京目町 1 0 4 9－1	D
	上大類町監視所	高崎市上大類町 3 5 3－2	D
	飯玉町監視所	高崎市飯玉町 1 3 4－1	D
	中居町監視所	高崎市中居町 2－2 1－6 3	D
	栗崎町監視所	高崎市栗崎町 4 0 9－9	D
	倉賀野町監視所	高崎市倉賀野町 4 6 5 8－2	D
	倉賀野中監視所	高崎市倉賀野町 1 2 7 0	D
	下佐野町監視所	高崎市下佐野町 1 0 3 6－2	D
	阿久津町監視所	高崎市阿久津町 1 0 8 3－6	D
	島野町監視所	高崎市京目町 4 4	D
	八幡原町監視所	高崎市八幡原町 8 7 8－1	D
新 町 地 域			
新町	高架水槽	高崎市新町 1 8 1 2－3	D
高 崎 地 域（圧力制御所）			
若田	下豊岡町圧力制御所	高崎市下豊岡町 1 4 7 6－3	E
剣崎	上並榎町圧力制御所	高崎市上並榎町 1 3 8 4	E
白川	大八木町圧力制御所	高崎市大八木町 3 8 8－5	E
	上小埸町圧力制御所	高崎市上小埸町 6 2 1－2	E

高崎市毎日水質検査所在地一覧

水系名	施設名称	所在地	点検周期
箕 郷 地 域			
矢原	西松原集会所	高崎市箕郷町西明屋 9 8 6－1 4	A
生原	生原中区地区集会所	高崎市箕郷町生原 1 3 3 1－5	A
唐松	下善地集会所	高崎市箕郷町善地 2 1 1－1 0	A
松原	東明屋集会所	高崎市箕郷町東明屋 1 3 5－3	A
松之沢	松之沢集会所	高崎市箕郷町松之沢 1 6 8－5	A
下之原	富岡集会所	高崎市箕郷町富岡 8 3－5	A
上善地簡水	上善地集会所	高崎市箕郷町善地 1 4 9 2－1	A
中善地簡水	中善地集会所	高崎市箕郷町善地 8 2 0－1	A
群 馬 地 域			
足門	たかさき北人権プラザ	高崎市中泉町 6 2 5－3	A
金古	国府公民館	高崎市引間町 2 0 3－1 1	A
榛 名 地 域			
宮谷戸	下一区公会堂外流し	高崎市下室田町 8 1－1	A
上里見	榛名支所外流し	高崎市下室田町 9 0 0－1	A
間野	間野公民館外流し	高崎市上里見町 2 9 0 8－1	A
十文字	高崎北消防署榛名方面隊第 9 分団外流し	高崎市宮沢町 1 2 5 7－7	A
白岩	高浜人権プラザ外流し	高崎市高浜町 9 6 7	A
高浜	高浜交流館外流し	高崎市高浜町 1 9 7 1－2	A
本郷	高崎北消防署榛名方面隊第 8 分団外流し	高崎市本郷町 1 0 8 2－4	A
里東	八丁目住民センター外流し	高崎市下里見町 2 3 6	A
下村	大久保津公民館外流し	高崎市中室田町 1 9 0－2	A
宮沢	上金井原公民館外流し	高崎市宮沢町 1 3 3 2－4	A
小田原	十文字町1080-1付近排泥弁	高崎市十文字町 1 0 8 0－1 付近	A
一五沢	第 2 一五沢集会所外流し	高崎市宮沢町 3 8－1	A
北の谷簡水	十二住民センター外流し	高崎市中室田町 1 0 8 5－8	A
上室田原簡水	上四区住民センター外流し	高崎市上室田町 2 9 9 0－1 3	A
中室田(上ノ原)簡水	中室田七区住民センター外流し	高崎市中室田町 5 7 5 0	A
中室田簡水	高崎北消防署榛名方面隊第 3 分団外流し	高崎市中室田町 1 5 4 5－1 2	A
本庄・中ノ原簡水(本庄)	上室田町2129-1付近排泥弁	高崎市上室田町 2 1 2 9－1 付近	A
本庄・中ノ原簡水(中ノ原)	上室田三区公民館外流し	高崎市上室田町 2 3 6 0－3	A
北部簡水	北部防火水槽外流し	高崎市中室田町 1 1 3 1－2	A
社家町簡水	榛名歴史民俗資料館前トイレ	高崎市榛名山町 1 3 8－1	A
沼ノ原簡水	榛名湖温泉ゆうすげ前トイレ	高崎市榛名湖町 8 4 6	A
湖畔簡水	湖畔の宿記念公園前トイレ	高崎市榛名湖町 8 4 8－3 7	A
吉 井 地 域			
岩崎	馬庭公民館	高崎市吉井町馬庭 8 8 9－1	A
八束	上奥平公民館	高崎市吉井町上奥平 1 4 4 7－3	A
小梨	吉井町大沢 9 1－2 付近排泥弁	高崎市吉井町大沢 9 1－2 付近	A

高崎市水質検査（補完）所在地一覧

水系名	施設名称	所在地	点検周期
高 崎 地 域			
若田・ 剣崎	成田山前小公園	高崎市本町 1 5 6 － 4	D
	南八幡公民館	高崎市山名町 1 6 7 － 1	D
	問屋町中央公園	高崎市問屋町二丁目 6	D
乗附	上鼻高公民館	高崎市鼻高町 4 6 － 1	D
	山名配水池	高崎市山名町 1 7 1 2 － 6	D
白川	北新波砦史跡公園	高崎市北新波町 2 2 2	D
	高崎市消防団北部方面隊第 9 団詰所	高崎市日高町 5 3 6 － 4	D
県央	三山公園	高崎市西横手町 3 5 3	D
	岩鼻児童公園	高崎市岩鼻町 2 6 3 － 2 2	D
箕 郷 地 域			
唐松・下之原	白川辻集会所	高崎市箕郷町白川 4 1 5 － 1	D
松原・矢原	下芝公園	高崎市箕郷町下芝 6 9 9 － 4	D
	さわやか交流館	高崎市箕郷町生原 8 8	D
松之沢	新田上集会所	高崎市箕郷町柏木沢 6 5 5 － 8	D
群 馬 地 域			
足門	井出集会所	高崎市井出町 2 4 0 － 1	E
	菅谷公民館	高崎市菅谷町 1 2 0 2 － 3	E
金古	保渡田市営住宅公園	高崎市保渡田町 9 1 6	E
	観音寺区公会堂	高崎市棟高町 5 0 7	E
吉 井 地 域			
岩崎	上岩崎公民館	高崎市吉井町岩崎 2 8 1 － 4	A
	南陽台二丁目公民館	高崎市吉井町南陽台二丁目 1 7 － 7	A

別表 2

運転管理業務内容

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
若田・剣崎浄水場	運転監視業務	1 各施設の機械、電気、設備機器の運転、操作、点検及び調整		○
		2 取水施設の監視、操作、制御及び清掃		○
		3 遠隔監視装置での浄配水場等の運転状況の監視		○
		4 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）管理、監視、校正、操作及び清掃		○
		5 データ記録計等監視用機器類の管理		○
		6 配水池等の水位監視及び操作		○
		7 ポンプ施設の水位、流量の監視及び操作		○
		8 沈殿池等の汚泥監視及び操作		○
		9 場内工事等による運転方法の変更、流量調整等の決定	○	
		10 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		11 緩速ろ過池管理方法の決定、状況判断	○	○
		12 緩速ろ過池の管理及び流入弁、流出弁の調整・操作		○
		13 排水処理施設の監視及び制御		○
		14 産業廃棄物（浄水発生土）搬出作業の立会い（マニフェストへのサインを含む）	○	○
		15 アセットマネジメントに伴う、現地案内等、施設説明及びシステム入力作業		○
		16 生態試験設備等の水槽類の点検及び清掃		○
		17 故障等の異常発生時の監視及び記録		○
		18 事故等の異常発生時の初期対応、機能回復及び補修		○
		19 事故等の異常発生時の修繕発注		○
		20 取水量の減少、配水池水位の異常等への導・送水管の調査		○
		21 フェンス等の保安設備及び指定廃棄物仮保管庫の目視による点検及び空間放射線量の測定		○
	保守管理業務	22 薬品注入設備からの液漏れの点検		○
		23 受変電設備の監視及び目視による点検		○
		24 自家用電気工作物の目視による点検		○
		25 浄配水場等の電気事業法による電気設備点検の発注	○	
		26 同上による電気設備点検時の必要な浄配水場等設備の操作及び立会い		○
		27 電動バルブの点検及び調整		○
		28 手動開閉バルブの点検		○
		29 計装盤の計測数値の点検及び調整		○
		30 修繕業者に依頼せずに対応可能な補修		○
		31 取水量及び高浜川注入量の確認		○
	巡視点検業務	32 沈殿池での沈殿確認及び沈殿汚泥量の確認		○
		33 緩速ろ過池でのろ過状況の確認		○
		34 各浄配水場等に設置されている計装盤の数値及び動作確認		○
		35 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）数値及び動作確認		○
		36 排水処理施設の動作確認		○
		37 薬品貯留タンク、小出槽、配管、注入ポンプ及び防液堤の確認		○
		38 配水ポンプ及び送水ポンプの動作及び配水、送水量確認		○
		39 緊急遮断弁の目視での確認及び年に1回の動作確認		○
		40 自動水質監視装置の動作確認		○
		41 浄水場での原水簡易水質検査		○
	水質管理業務	42 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の注入量、濃度等の監視及び操作		○
		43 薬品注入量の根拠となるジャーテスト試験		○
		44 原水及び浄水の毎日水質検査（色度、濁度、残塩等）		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
若田・剣崎浄水場	水質管理業務	45 自動水質監視装置設置地点での残留塩素濃度測定、測定数値と実測値が乖離している場合の校正及び自動水質監視装置の清掃		○
		46 水質事故等での取水停止及び配水停止の決定	○	
		47 水質事故等の初期対応（簡易水質検査）		○
		48 水質事故等の水質検査用検体採水	○	
		49 水質事故等による運転方法の変更、流量調整、及び監視体制等の決定	○	
		50 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		51 水質汚濁防止法第14条第1項に基づく概ね3ヶ月ごとの自主検査時における、若田浄水場事業場排水の採水業務		○
	調達管理業務	52 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の薬品管理及び発注		○
		53 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）納入立会い及び補充確認		○
		54 自家用電気工作物等の燃料の管理、発注及び納入立会い		○
		55 本業務に必要な関係備用品の管理及び購入		○
	取水量等管理業務	56 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の決定	○	
		57 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の調整監視及び操作		○
	書類等作成業務	58 毎月の運転管理対応勤務表の作成（前月25日まで）		○
		59 浄配水場等の事故及び故障、災害等における緊急連絡体制表の作成（3月20日まで）		○
		60 毎月の浄配水場等の巡視点検計画表の作成（前月25日まで）		○
		61 浄配水場等の修繕が必要となった際の修繕業対応業者等との修繕対応体制表の作成（3月20日まで）		○
		62 業務に必要とされる各種マニュアルの更新、保管、周知徹底、伝承（随時）		○
		63 毎月の各浄配水場等の取水及び配水量の報告書の作成（翌月5日まで）		○
		64 浄配水場等での水質管理を確保するための水質管理安全計画の作成（3月20日まで）		○
		65 1ヶ月の業務完了後、浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催（翌月15日まで）		○
		66 各業務に関する記録、報告及び引き継ぎ（随時）		○
		67 上記書類等の提出		○
	その他業務	68 浄配水場等に修繕が発生した際の発注者への速やかな連絡及び調整		○
		69 電話、FAX、見学者、来訪者、場内作業等への対応		○
		70 郵便物、文書等の収受、保管		○
		71 水質事故、浄配水場等の故障及び事故、不審者及び不審物を発見等の緊急時における初期対応（発注者、警察、消防等の関係機関への連絡）の保安管理		○
		72 除雪機等を使用し浄配水場等の除雪及び排雪作業		○
		73 各種調査に係る回答のための資料作成		○
		74 水道記念館及び付随設備の管理（トイレ清掃含む）		○
		75 浄水場管理棟の定期及び臨時巡視（トイレ清掃含む）		○
白川浄水場 及び正観寺配水場	運転監視業務	1 各施設の機械、電気、設備機器の運転、操作、点検及び調整		○
		2 取水施設の監視、操作、制御及び清掃		○
		3 遠隔監視装置での浄配水場等の運転状況の監視		○
		4 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）管理、監視、校正、操作及び清掃		○
		5 データ記録計等監視用機器類の管理		○
		6 配水池等の水位監視及び操作		○
		7 ポンプ施設の水位、流量の監視及び操作		○
		8 沈殿池等の汚泥監視及び操作		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
白川浄水場 及び正観寺配水場	運転監視業務	9 場内工事等による運転方法の変更、流量調整等の指示	○	
		10 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		11 急速ろ過池管理方法の決定、状況判断		○
		12 急速ろ過池の管理及び流入弁、流出弁の調整・操作		○
		13 排水処理施設の監視及び制御		○
		14 産業廃棄物（浄水発生土）搬出作業の立会い （マニフェストへのサインを含む）		○
		15 アセットマネジメントに伴う、現地案内等、施設説明及びシステム 入力作業		○
		16 生態試験設備等の水槽類の点検及び清掃		○
		17 故障等の異常発生の監視及び記録		○
		18 事故等の異常発生の初期対応、機能回復及び補修		○
		19 事故等の異常発生の修繕発注		○
		20 取水量の減少、配水池水位の異常等への導・送水管の調査		○
		21 フェンス等の保安設備の目視に点検		○
	保守管理業務	22 薬品注入設備からの液漏れの点検		○
		23 受変電設備の監視及び目視による点検		○
		24 自家用電気工作物の目視による点検		○
		25 浄配水場等の電気事業法による電気設備点検の発注	○	
		26 同上による電気設備点検時の必要な浄配水場等設備の操作及び立会い		○
		27 電動バルブの点検及び調整		○
		28 手動開閉バルブの点検		○
		29 計装盤の計測数値の点検及び調整		○
		30 修繕業者に依頼せずに対応可能な補修		○
	巡視点検業務	31 取水量の確認		○
		32 沈殿池での沈殿確認及び沈殿汚泥量の確認		○
		33 急速ろ過池でのろ過状況の確認		○
		34 各浄配水場等に設置されている計装盤の数値及び動作確認		○
		35 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）数値及び動作確認		○
		36 排水処理施設の動作確認		○
		37 薬品貯留タンク、小出槽、配管、注入ポンプ及び防液堤の確認		○
		38 配水ポンプ及び送水ポンプの動作及び配水、送水量確認		○
		39 緊急遮断弁の目視での確認及び年に1回の動作確認		○
		40 自動水質監視装置の動作確認		○
	水質管理業務	41 浄水場での原水簡易水質検査		○
		42 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、苛性ソーダ） の注入量、濃度等の監視及び操作		○
		43 薬品注入量の根拠となるジャーテスト試験（毎日）		○
		44 原水及び浄水の毎日水質検査（色度、濁度、残塩等）		○
		45 自動水質監視装置設置地点での残留塩素濃度測定、測定数値と実測値 が乖離している場合の校正及び自動水質監視装置の清掃		○
		46 水質事故等での取水停止及び配水停止の決定	○	
		47 水質事故等の初期対応（簡易水質検査）		○
		48 水質事故等の水質検査用検体採水	○	
		49 水質事故等による運転方法の変更、流量調整、及び監視体制等の指示	○	
		50 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		51 水質汚濁防止法第14条第1項に基づく概ね3ヶ月ごとの自主検査時にお ける、白川浄水場事業場排水の採水業務		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
白川浄水場 及び正観寺配水場	調達管理業務	52 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、苛性ソーダ）の薬品管理・発注		○
		53 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、苛性ソーダ）の納入立会い及び補充確認		○
		54 自家用電気工作物の燃料の管理、発注及び納入立会い		○
		55 本業務に必要な関係備用品の管理及び購入		○
	取水量等管理業務	56 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の決定	○	
		57 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の調整監視及び操作		○
	書類等作成業務	58 毎月の運転管理対応勤務表の作成（前月 25 日まで）		○
		59 浄配水場等の事故及び故障、災害等における緊急連絡体制表の作成		○
		60 毎月の浄配水場等の巡視点検計画表の作成（前月 25 日まで）		○
		61 浄配水場等の修繕が必要となった際の修繕業対応業者等との修繕対応体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		62 業務に必要なとされる各種マニュアルの更新、保管、周知徹底、伝承（随時）		○
		63 毎月の各浄配水場等の取水及び配水量の報告書の作成（翌月 5 日まで）		○
		64 浄配水場等での水質管理を確保するための水質管理安全計画の作成（3 月 20 日まで）		○
		65 1 ヶ月の業務完了後、浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催（翌月 15 日まで）		○
		66 各業務に関する記録、報告及び引き継ぎ（随時）		○
		67 上記書類等の提出		○
	その他業務	68 浄配水場等に修繕が発生した際の発注者への速やかな連絡及び調整		○
		69 場内作業等への対応		○
		70 水質事故、浄配水場等の故障及び事故、不審者及び不審物を発見等の緊急時における初期対応（発注者、警察、消防等の関係機関への連絡）の保安管理		○
		71 除雪機等を使用し浄配水場等の除雪及び排雪作業		○
		72 各種調査に係る回答のための資料作成		○
		73 浄水場管理棟の定期及び臨時巡視（トイレ清掃含む） 正観寺配水場は外トイレのみ。屋内は工務課で実施。		○
箕郷地域浄配水場	運転監視業務	1 各施設の機械、電気、設備機器の操作、点検及び調整		○
		2 取水施設の監視、操作、制御及び清掃		○
		3 遠隔監視装置での浄配水場等の運転状況の監視		○
		4 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）管理、監視、校正、操作及び清掃		○
		5 データ記録計等監視用機器類の管理		○
		6 配水池等の水位監視及び操作		○
		7 ポンプ施設の水位、流量の監視及び操作		○
		8 沈殿池等の汚泥監視及び操作		○
		9 場内工事等による運転方法の変更、流量調整等の指示	○	
		10 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		11 急速ろ過機管理方法の決定、状況判断		○
		12 急速ろ過機の管理及び流入弁、流出弁の調整・操作		○
		13 排水処理施設の監視及び制御		○
		14 産業廃棄物（浄水発生土）搬出作業の立会い （マニフェストへのサインを含む）		○
		15 アセットマネジメントに伴う、現地案内等、施設説明及びシステム入力作業		○
		16 故障等の異常発生の監視及び記録		○
		17 事故等の異常発生の初期対応、機能回復及び補修		○
		18 事故等の異常発生の修繕発注		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
箕郷地域浄配水場	運転監視業務	19 取水量の減少、配水池水位の異常等への導・送水管の調査		○
		20 フェンス等の保安設備の目視に点検		○
	保守管理業務	21 薬品注入設備からの液漏れの点検		○
		22 受変電設備の監視及び目視による点検		○
		23 自家用電気工作物の目視による点検		○
		24 浄配水場等の電気事業法による電気設備点検の発注	○	
		25 同上による電気設備点検時の必要な浄配水場等設備の操作及び立会い		○
		26 電動バルブの点検及び調整		○
		27 手動開閉バルブの点検		○
		28 計装盤の計測数値の点検及び調整		○
		29 修繕業者に依頼せずに対応可能な補修		○
		30 取水量の確認		○
	巡視点検業務	31 沈殿池での沈殿確認及び沈殿汚泥量の確認		○
		32 急速ろ過機でのろ過状況の確認		○
		33 各浄配水場等に設置されている計装盤の数値及び動作確認		○
		34 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）数値及び動作確認		○
		35 排水処理施設の動作確認		○
		36 薬品貯留タンク、小出槽、配管、注入ポンプ及び防液堤の確認		○
		37 配水ポンプ及び送水ポンプの動作及び配水、送水量確認		○
	水質管理業務	38 浄水場での原水簡易水質検査		○
		39 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）の注入量、濃度等の監視及び操作		○
		40 薬品注入量の根拠となるジャーテスト試験		○
		41 原水及び浄水の毎日水質検査（色度、濁度、残塩等）		○
		42 水質事故等での取水停止及び配水停止の決定	○	
		43 水質事故等の初期対応（簡易水質検査）		○
		44 水質事故等の水質検査用検体採水	○	
		45 水質事故等による運転方法の変更、流量調整、及び監視体制等の指示	○	
		46 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
	調達管理業務	47 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）の薬品管理・発注		○
		48 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）の納入立会い及び補充確認		○
		49 自家用電気工作物の燃料の管理、発注及び納入立会い		○
		50 本業務に必要な関係備用品の管理及び購入		○
	取水量等管理業務	51 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の決定	○	
		52 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の調整監視及び操作		○
	書類等作成業務	53 毎月の運転管理対応勤務表の作成（前月 25 日まで）		○
		54 浄配水場等の事故及び故障、災害等における緊急連絡体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		55 毎月の浄配水場等の巡視点検計画表の作成（前月 25 日まで）		○
		56 浄配水場等の修繕が必要となった際の修繕業対応業者等との修繕対応体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		57 業務に必要とされる各種マニュアルの更新、保管、周知徹底、伝承（随時）		○
		58 毎月の各浄配水場等の取水及び配水量の報告書の作成（翌月 5 日まで）		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
箕郷地域浄配水場	書類等作成業務	59 毎日1回以上の別紙第1の毎日水質検査所在地における末端給水栓での「色、濁度、残留塩素濃度」検査結果の作成（翌月5日まで）		○
		60 浄配水場等での水質管理を確保するための水質管理安全計画の作成（3月20日まで）		○
		61 1ヶ月の業務完了後、浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催（翌月15日まで）		○
		62 各業務に関する記録、報告及び引き継ぎ（随時）		○
		63 上記書類等の提出		○
	その他業務	64 浄配水場等に修繕が発生した際の発注者への速やかな連絡及び調整		○
		65 場内作業等への対応		○
		66 水質事故、浄配水場等の故障及び事故、不審者及び不審物を発見等の緊急時における初期対応（発注者、警察、消防等の関係機関への連絡）の保安管理		○
		67 除雪機等を使用し浄配水場等の除雪及び排雪作業		○
		68 各種調査に係る回答のための資料作成		○
群馬地域浄配水場	運転監視業務	1 各施設の機械、電気、設備機器の操作、点検及び調整		○
		2 取水施設の監視、操作、制御及び清掃		○
		3 遠隔監視装置での浄配水場等の運転状況の監視		○
		4 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）管理、監視、校正、操作及び清掃		○
		5 データ記録計等監視用機器類の管理		○
		6 配水池等の水位監視及び操作		○
		7 ポンプ施設の水位、流量の監視及び操作		○
		8 場内工事等による運転方法の変更、流量調整等の指示	○	
		9 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		10 急速ろ過池及び急速ろ過機管理方法の決定、状況判断		○
		11 急速ろ過池及び急速ろ過機の管理及び流入弁、流出弁の調整・操作		○
		12 アセットマネジメントに伴う、現地案内等、施設説明及びシステム入力作業		○
		13 故障等の異常発生の監視及び記録		○
		14 事故等の異常発生の初期対応、機能回復及び補修		○
		15 事故等の異常発生の修繕発注		○
		16 取水量の減少、配水池水位の異常等への導・送水管の調査		○
		17 フェンス等の保安設備の目視に点検		○
	保守管理業務	18 薬品注入設備からの液漏れの点検		○
		19 受変電設備の監視及び目視による点検		○
		20 自家用電気工作物の目視による点検		○
		21 浄配水場等の電気事業法による電気設備点検の発注	○	
		22 同上による電気設備点検時の必要な浄配水場等設備の操作及び立会い		○
		23 電動バルブの点検及び調整		○
		24 手動開閉バルブの点検		○
		25 計装盤の計測数値の点検及び調整		○
	巡視点検業務	26 修繕業者に依頼せずに対応可能な補修		○
		27 取水量の確認		○
		28 急速ろ過池でのろ過状況の確認		○
		29 各浄配水場等に設置されている計装盤の数値及び動作確認		○
		30 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）数値及び動作確認		○
		31 薬品貯留タンク、小出槽、配管、注入ポンプ及び防液堤の確認		○
		32 配水ポンプ及び送水ポンプの動作及び配水、送水量確認		○
		33 緊急遮断弁の目視での確認及び年に1回の動作確認		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
群馬地域浄配水場	水質管理業務	34 浄水場での原水簡易水質検査		○
		35 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の注入量、濃度等の監視及び操作		○
		36 浄水の毎日水質検査（色度、濁度、残塩等）		○
		37 水質事故等での取水停止及び配水停止の決定	○	
		38 水質事故等の初期対応（簡易水質検査）		○
		39 水質事故等の水質検査用検体採水	○	
		40 水質事故等による運転方法の変更、流量調整、及び監視体制等の指示	○	
		41 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
	調達管理業務	42 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の薬品管理・発注依頼		○
		43 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の発注、納入立会い及び補充確認		○
		44 自家用電気工作物の燃料の管理、発注及び納入立会い		○
		45 本業務に必要な関係備用品の管理及び購入		○
	取水量等管理業務	46 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の決定	○	
		47 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の調整監視及び操作		○
	書類等作成業務	48 毎月の運転管理対応勤務表の作成（前月 25 日まで）		○
		49 浄配水場等の事故及び故障、災害等における緊急連絡体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		50 毎月の浄配水場等の巡視点検計画表の作成（前月 25 日まで）		○
		51 浄配水場等の修繕が必要となった際の修繕業対応業者等との修繕対応体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		52 業務に必要とされる各種マニュアルの更新、保管、周知徹底、伝承（随時）		○
		53 毎月の各浄配水場等の取水及び配水量の報告書の作成（翌月 5 日まで）		○
		54 毎日 1 回以上の別紙第 1 の毎日水質検査所在地における末端給水栓での「色、濁度、残留塩素濃度」検査結果の作成（翌月 5 日まで）		○
		55 浄配水場等での水質管理を確保するための水質管理安全計画の作成（3 月 20 日まで）		○
		56 1 ヶ月の業務完了後、浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催（翌月 15 日まで）		○
		57 各業務に関する記録、報告及び引き継ぎ（随時）		○
		58 上記書類等の提出		○
	その他業務	59 浄配水場等に修繕が発生した際の発注者への速やかな連絡及び調整		○
		60 場内作業等への対応		○
		61 水質事故、浄配水場等の故障及び事故、不審者及び不審物を発見等の緊急時における初期対応（発注者、警察、消防等の関係機関への連絡）の保安管理		○
		62 除雪機等を使用し浄配水場等の除雪及び排雪作業		○
		63 各種調査に係る回答のための資料作成		○
		64 浄水場管理棟の定期及び臨時巡視（トイレ清掃含む） トイレ清掃は金古浄水場		○
新町地域浄配水場	運転監視業務	1 各施設の機械、電気、設備機器の操作、点検及び調整		○
		2 取水施設の監視、操作、制御及び清掃		○
		3 遠隔監視装置での浄配水場等の運転状況の監視		○
		4 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）管理、監視、校正、操作及び清掃		○
		5 データ記録計等監視用機器類の管理		○
		6 配水池及び高架水槽等の水位監視及び操作		○
		7 ポンプ施設の水位、流量の監視及び操作		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
新町地域浄配水場	運転監視業務	8 場内工事等による運転方法の変更、流量調整等の指示	○	
		9 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		10 アセットマネージメントに伴う、現地案内等、施設説明及びシステム入力作業		○
		11 故障等の異常発生の監視及び記録		○
		12 事故等の異常発生の初期対応、機能回復及び補修		○
		13 事故等の異常発生の修繕発注		○
		14 取水量の減少、配水池水位の異常等への導・送水管の調査		○
		15 フェンス等の保安設備の目視に点検		○
	保守管理業務	16 薬品注入設備からの液漏れの点検		○
		17 受変電設備の監視及び目視による点検		○
		18 自家用電気工作物の目視による点検		○
		19 浄配水場等の電気事業法による電気設備点検の発注	○	
		20 同上による電気設備点検時の必要な浄配水場等設備の操作及び立会い		○
		21 電動バルブの点検及び調整		○
		22 手動開閉バルブの点検		○
		23 計装盤の計測数値の点検及び調整		○
		24 修繕業者に依頼せずに対応可能な補修		○
	巡視点検業務	25 取水量の確認		○
		26 各浄配水場等に設置されている計装盤の数値及び動作確認		○
		27 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）数値及び動作確認		○
		28 薬品貯留タンク、小出槽、配管、注入ポンプ及び防液堤の確認		○
		29 配水ポンプ及び送水ポンプの動作及び配水、送水量確認		○
		30 緊急遮断弁の目視での確認及び年に1回の動作確認		○
		31 自動水質監視装置の動作確認		○
	水質管理業務	32 自動水質監視装置設置地点での残留塩素濃度測定、測定数値と実測値が乖離している場合の校正及び自動水質監視装置の清掃		○
		33 浄水場での原水簡易水質検査		○
		34 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の注入量、濃度等の監視及び操作		○
		35 浄水の毎日水質検査（色度、濁度、残塩等）		○
		36 水質事故等での取水停止及び配水停止の決定	○	
		37 水質事故等の初期対応（簡易水質検査）		○
		38 水質事故等の水質検査用検体採水	○	
		39 水質事故等による運転方法の変更、流量調整、及び監視体制等の指示	○	
		40 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
	調達管理業務	41 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の薬品管理・発注		○
		42 薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の納入立会い及び補充確認		○
		43 自家用電気工作物の燃料の管理、発注及び納入立会い		○
		44 本業務に必要な関係備用品の管理及び購入		○
	取水量等管理業務	45 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の決定	○	
		46 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の調整監視及び操作		○
	書類等作成業務	47 毎月の運転管理対応勤務表の作成（前月25日まで）		○
		48 浄配水場等の事故及び故障、災害等における緊急連絡体制表の作成（3月20日まで）		○
		49 毎月の浄配水場等の巡視点検計画表の作成（前月25日まで）		○
		50 浄配水場等の修繕が必要となった際の修繕業対応業者等との修繕対応体制表の作成（3月20日まで）		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
新町地域浄配水場	書類等作成業務	51 業務に必要とされる各種マニュアルの更新、保管、周知徹底、伝承（随時）		○
		52 毎月の各浄配水場等の取水及び配水量の報告書の作成（翌月５日まで）		○
		53 毎日１回以上の別紙第１水質監視施設における「色、濁度、残留塩素濃度」検査結果の作成（翌月５日まで）		○
		54 浄配水場等での水質管理を確保するための水質管理安全計画の作成（３月２０日まで）		○
		55 １ヶ月の業務完了後、浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催（翌月１５日まで）		○
		56 各業務に関する記録、報告及び引き継ぎ（随時）		○
		57 上記書類等の提出		○
	その他業務	58 浄配水場等に修繕が発生した際の発注者への速やかな連絡及び調整		○
		59 場内作業者等への対応		○
		60 水質事故、浄配水場等の故障及び事故、不審者及び不審物を発見等の緊急時における初期対応（発注者、警察、消防等の関係機関への連絡）の保安管理		○
		61 除雪機等を使用し浄配水場等の除雪及び排雪作業		○
		62 各種調査に係る回答のための資料作成		○
榛名地域浄配水場	運転監視業務	1 各施設の機械、電気、設備機器の操作、点検及び調整		○
		2 取水施設の監視、操作、制御及び清掃		○
		3 遠隔監視装置での浄配水場等の運転状況の監視		○
		4 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）管理、監視、校正、操作及び清掃		○
		5 データ記録計等監視用機器類の管理		○
		6 配水池等の水位監視及び操作		○
		7 ポンプ施設の水位、流量の監視及び操作		○
		8 場内工事等による運転方法の変更、流量調整等の指示	○	
		9 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		10 アセットマネジメントに伴う、現地案内等、施設説明及びシステム入力作業		○
		11 故障等の異常発生の監視及び記録		○
		12 事故等の異常発生の初期対応、機能回復及び補修		○
		13 事故等の異常発生の修繕発注		○
		14 取水量の減少、配水池水位の異常等への導・送水管の調査		○
		15 フェンス等の保安設備の目視に点検		○
	保守管理業務	16 薬品注入設備からの液漏れの点検		○
		17 受変電設備の監視及び目視による点検		○
		18 自家用電気工作物の目視による点検		○
		19 浄配水場等の電気事業法による電気設備点検の発注	○	
		20 同上による電気設備点検時の必要な浄配水場等設備の操作及び立会い		○
		21 電動バルブの点検及び調整		○
		22 手動開閉バルブの点検		○
		23 計装盤の計測数値の点検及び調整		○
		24 修繕業者に依頼せずに対応可能な補修		○
	巡視点検業務	25 取水量の確認		○
		26 急速ろ過機でのろ過状況の確認		○
		27 各浄配水場等に設置されている計装盤の数値及び動作確認		○
		28 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）数値及び動作確認		○
		29 薬品貯留タンク、小出槽、配管、注入ポンプ及び防液堤の確認		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
榛名地域浄配水場	巡視点検業務	30 配水ポンプ及び送水ポンプの動作及び配水、送水量確認		○
		31 緊急遮断弁の目視での確認及び年に 1 回の動作確認		○
	水質管理業務	32 浄水場での原水簡易水質検査		○
		33 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）の注入量、濃度等の監視及び操作		○
		34 浄水の毎日水質検査（色度、濁度、残塩等）		○
		35 水質事故等での取水停止及び配水停止の決定	○	
		36 水質事故等の初期対応（簡易水質検査）		○
		37 水質事故等の水質検査用検体採水	○	
		38 水質事故等による運転方法の変更、流量調整、及び監視体制等の指示	○	
		39 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
	調達管理業務	40 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）の薬品管理・発注		○
		41 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）の納入立会い及び補充確認		○
		42 自家用電気工作物の燃料の管理、発注及び納入立会い		○
		43 本業務に必要な関係備用品の管理及び購入		○
	取水量等管理業務	44 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の決定	○	
		45 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の調整監視及び操作		○
	書類等作成業務	46 毎月の運転管理対応勤務表の作成（前月 25 日まで）		○
		47 浄配水場等の事故及び故障、災害等における緊急連絡体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		48 毎月の浄配水場等の巡視点検計画表の作成（前月 25 日まで）		○
		49 浄配水場等の修繕が必要となった際の修繕業対応業者等との修繕対応体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		50 業務に必要とされる各種マニュアルの更新、保管、周知徹底、伝承（随時）		○
		51 毎月の各浄配水場等の取水及び配水量の報告書の作成（翌月 5 日まで）		○
		52 毎日 1 回以上の別紙第 1 の毎日水質検査所在地における末端給水栓での「色、濁度、残留塩素濃度」検査結果の作成（翌月 5 日まで）		○
		53 浄配水場等での水質管理を確保するための水質管理安全計画の作成（3 月 20 日まで）		○
		54 1 ヶ月の業務完了後、浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催（翌月 15 日まで）		○
		55 各業務に関する記録、報告及び引き継ぎ（随時）		○
		56 上記書類等の提出		○
	その他業務	57 浄配水場等に修繕が発生した際の発注者への速やかな連絡及び調整		○
		58 場内作業等への対応		○
		59 水質事故、浄配水場等の故障及び事故、不審者及び不審物を発見等の緊急時における初期対応（発注者、警察、消防等の関係機関への連絡）の保安管理		○
		60 除雪機等を使用し浄配水場等の除雪及び排雪作業		○
		61 各種調査に係る回答のための資料作成		○
		62 浄水場管理棟の定期及び臨時巡視（トイレ清掃含む） トイレ清掃は下村浄水場		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
吉井地域浄配水場	運転監視業務	1 各施設の機械、電気、設備機器の運転、点検及び調整		○
		2 取水施設の監視、操作、制御及び清掃		○
		3 遠隔監視装置での浄配水場等の運転状況の監視		○
	運転監視業務	4 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）管理、監視、校正、操作及び清掃		○
		5 データ記録計等監視用機器類の管理		○
		6 配水池等の水位監視及び操作		○
		7 ポンプ施設の水位、流量の監視及び操作		○
		8 沈殿池等の汚泥監視及び操作		○
		9 場内工事等による運転方法の変更、流量調整等の指示	○	
		10 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
		11 急速ろ過池管理方法の決定、状況判断		○
		12 急速ろ過池の管理及び流入弁、流出弁の調整・操作		○
		13 排水処理施設の監視及び制御		○
		14 産業廃棄物（浄水発生土）搬出作業の立会い（マニフェストへのサインを含む）		○
		15 アセットマネジメントに伴う、現地案内等、施設説明及びシステム入力作業		○
		16 生態試験設備等の水槽類の点検及び清掃		○
		17 故障等の異常発生の監視及び記録		○
		18 事故等の異常発生の初期対応、機能回復及び補修		○
		19 事故等の異常発生の修繕発注		○
		20 取水量の減少、配水池水位の異常等への導・送水管の調査		○
		21 フェンス等の保安設備の目視に点検		○
	保守管理業務	22 薬品注入設備からの液漏れの点検		○
		23 自家用電気工作物の目視による点検		○
		24 浄配水場等の電気事業法による電気設備点検の発注	○	
		25 同上による電気設備点検時の必要な浄配水場等設備の操作及び立会い		○
		26 受変電設備の監視及び目視による点検		○
		27 電動バルブの点検及び調整		○
		28 手動開閉バルブの点検		○
		29 計装盤の計測数値の点検及び調整		○
		30 自家用電気工作物の目視による点検		○
		31 修繕業者に依頼せずに対応可能な補修		○
	巡視点検業務	32 取水量の確認		○
		33 沈殿池での沈殿確認及び沈殿汚泥量の確認 年に2回の岩崎浄水場沈殿池清掃		○
		34 急速ろ過池でのろ過状況の確認		○
		35 各浄配水場等に設置されている計装盤の数値及び動作確認		○
		36 各浄配水場等に設置されている計測機器（濁度、色度、残留塩素、pH、水位等）数値及び動作確認		○
		37 排水処理施設の動作確認		○
		38 薬品貯留タンク、小出槽、配管、注入ポンプ及び防液堤の確認		○
		39 配水ポンプ及び送水ポンプの動作及び配水、送水量確認		○
		40 緊急遮断弁の目視での確認及び年に1回の動作確認		○
	水質管理業務	41 浄水場での原水簡易水質検査		○
		42 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、希硫酸、粉末活性炭）の注入量、濃度等の監視及び操作		○
		43 薬品注入量の根拠となるジャーテスト試験（毎日）		○
		44 原水及び浄水の毎日水質検査（色度、濁度、残塩等）		○
		45 水質事故等での取水停止及び配水停止の決定	○	
		46 水質事故等の初期対応（簡易水質検査）		○
		47 水質事故等の水質検査用検体採水	○	
		48 水質事故等による運転方法の変更、流量調整、及び監視体制等の指示	○	
		49 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
吉井地域浄配水場	調達管理業務	50 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、希硫酸、粉末活性炭）の薬品管理・発注		○
		51 薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、希硫酸、粉末活性炭）の納入立会い及び補充確認		○
		52 自家用電気工作物等の燃料の管理、発注及び納入立会い		○
		53 本業務に必要な関係備用品の管理及び購入		○
	取水量等管理業務	54 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の決定	○	
		55 取水量、浄水量、補水量、受水量、配水量の調整 監視及び操作		○
	書類等作成業務	56 毎月の運転管理対応勤務表の作成（前月 25 日まで）		○
		57 浄配水場等の事故及び故障、災害等における緊急連絡体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		58 毎月の浄配水場等の巡視点検計画表の作成（前月 25 日まで）		○
		59 浄配水場等の修繕が必要となった際の修繕業対応業者等との修繕対応体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		60 業務に必要とされる各種マニュアルの更新、保管、周知徹底、伝承（随時）		○
		61 毎月の各浄配水場等の取水及び配水量の報告書の作成（翌月 5 日まで）		○
		62 毎日 1 回以上の別紙第 1 の毎日水質検査所在地における末端給水栓での「色、濁度、残留塩素濃度」検査結果の作成（翌月 5 日まで）		○
		63 浄配水場等での水質管理を確保するための水質管理安全計画の作成（3 月 20 日まで）		○
		64 1 ヶ月の業務完了後、浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催（翌月 15 日まで）		○
		65 各業務に関する記録、報告及び引き継ぎ（随時）		○
		66 上記書類等の提出		○
	その他業務	67 浄配水場等に修繕が発生した際の発注者への速やかな連絡及び調整		○
		68 電話、FAX、見学者、来訪者、場内作業者等への対応		○
		69 郵便物、文書等の收受、保管		○
		70 水質事故、浄配水場等の故障及び事故、不審者及び不審物を発見等の緊急時における初期対応（発注者、警察、消防等の関係機関への連絡）の保安管理		○
		71 除雪機等を使用し浄配水場等の除雪及び排雪作業		○
		72 各種調査に係る回答のための資料作成		○
		73 浄水場管理棟の定期及び臨時巡視（トイレ清掃含む） トイレ清掃は岩崎浄水場、八束浄水場		○
その他の施設	運転監視業務	1 各施設の機械、電気、設備機器の運転、点検及び調整		○
		2 送・配水ポンプ等の運転管理、操作及び点検		○
		3 配水池等の水位監視		○
		4 ポンプ施設の水位及び流量の監視		
		5 アセットマネジメントに伴う、現地案内等、施設説明及びシステム入力作業		○
		6 故障等の異常発生の監視及び記録		○
		7 事故等の異常発生の初期対応、機能回復及び補修		○
		8 事故等の異常発生の修繕発注		○
		9 配水池水位の異常等への送水管の調査		○
		10 フェンス等の保安設備の目視に点検		○
	保守管理業務	11 受変電設備の監視及び目視による点検		○
		12 電動バルブの点検及び調整		○
		13 手動開閉バルブの点検		○
		14 計装盤の計測数値の点検及び調整		○

業務場所	業務名	業務内容	業務分担	
			発注者	受注者
その他の施設	保守管理業務	15 自家用電気工作物の目視による点検		○
		16 修繕業者に依頼せずに対応可能な補修		○
	水質管理業務	17 自動水質監視装置施設の監視、校正、操作及び清掃		○
		18 水質検査（補完）所在地での水質検査		○
		19 水質事故等の初期対応（簡易水質検査）		○
		20 水質事故等の水質検査用検体採水	○	
		21 水質事故等による運転方法の変更、流量調整、及び監視体制等の指示	○	
		22 同上に伴う操作手法及び監視手法の変更対応		○
	調達管理業務	23 本業務に必要な関係備用品の管理及び購入		○
	取水量等管理業務	24 送水量、補水量、配水量の決定	○	
		25 送水量、補水量、配水量の調整 監視及び操作		○
	書類等作成業務	26 毎月の運転管理対応勤務表の作成（前月 25 日まで）		○
		27 浄配水場等の事故及び故障、災害等における緊急連絡体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		28 毎月の浄配水場等の巡視点検計画表の作成（前月 25 日まで）		○
		29 浄配水場等の修繕が必要となった際の修繕業対応業者等との修繕対応体制表の作成（3 月 20 日まで）		○
		30 業務に必要とされる各種マニュアルの更新、保管、周知徹底、伝承（随時）		○
		31 毎月の各浄配水場等の取水及び配水量の報告書の作成（翌月 5 日まで）		○
		32 浄配水場等で水質管理を確保するための水質管理安全計画の作成（3 月 20 日まで）		○
		33 1 ヶ月の業務完了後、浄配水場等運転管理業務報告書の作成及び報告会の開催（翌月 15 日まで）		○
		34 各業務に関する記録、報告及び引き継ぎ（随時）		○
		35 上記書類等の提出		○
	その他業務	36 浄配水場等に修繕が発生した際の発注者への速やかな連絡及び調整		○
		37 水質事故、浄配水場等の故障及び事故、不審者及び不審物を発見等の緊急時における初期対応（発注者、警察、消防等の関係機関への連絡）の保安管理		○
		38 除雪機等を使用し浄配水場等の除雪及び排雪作業		○
		39 各種調査に係る回答のための資料作成		○

別表 3

リスク分担表

(○印は主分担、△印は従分担を表す)

(1) 水道法第19条第2項の各号のリスク分担

対象項目	リスク分担	
	発注者	受注者
一号 (第五条の規定による施設基準に適合しているかの検査)	○	
二号 (第一三条第一項の規定による水質検査及び施設検査)	○	
四号 (第二十条第一項の規定による水質検査)	○	△
五号 (第二十一条第一項の規定による健康診断)		○
六号 (第二十二条の規定による衛生上の措置)		○
八号 (第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止)	○	
九号 (第三十七条前段の規定による給水停止)	○	

(2) 運転監視及び操作業務のリスク分担

対象項目	リスク分担	
	発注者	受注者
運転、監視及び操作全般の適正管理		○
同上業務の委託開始前の事前準備、マニュアル作成		○
同上業務の検証、見直し、継承		○
同上業務における運転、操作ミス等の過失による異常発生		○
施設、設備機器の改良、更新、修繕工事の実施	○	
同上により発生した機能、性能不良等の異常	○	
遠方監視システムの改良、更新、整備、修繕工事の実施	○	
同上により発生した機能、性能不良等の異常	○	
浄水場内の保安対応		○
緊急時の現地での初期対応、臨機の措置、機能回復及び修繕発注		○
計画的な運転方法及び監視方法の変更決定	○	
上記に対応した運転、操作及び監視		○
全業務において指示不履行による機能、性能不良発生		○
全業務において本市の指示不的確による機能、性能不良発生	○	
かし担保期間における機能、性能不良発生	○	

(3) 施設点検業務のリスク分担

対象項目	リスク分担	
	発注者	受注者
法令の遵守 (道交法、安衛法、労基法等)		○
健康、体調、安全管理及び啓発		○
点検用車両、物品管理、購入及び保険の加入		○
施設の清掃 (軽微) 及び除草 (軽微) 対応		○
施設、設備機器の日常管理及び補修		○
同上の点検不良、不履行、点検ミスによる異常発生対応		○
点検業務での異常検知、報告、連絡		○
緊急時の現地での初期対応、臨機の措置、機能回復及び修繕発注		○
計画的な運転方法及び監視方法の変更決定	○	
上記に対応した運転、操作及び監視		○
全業務において指示不履行による機能、性能不良発生		○
全業務において本市の指示不的確による機能、性能不良発生	○	

(4) 施設運営上のリスク分担

対象項目	リスク分担	
	発注者	受注者
水源（原水量）の確保	○	○
水源（原水）水質の確保		○
水源（原水）の水質検査の実施と結果の保存	○	
原水水質異常時の原因特定等に関する調査及び措置	○	△
浄水の水質検査の実施と結果の保存	○	△
原水、浄水の臨時水質検査の実施と記録の保存	○	△
原水、浄水に関する水質検査項目の決定	○	
浄水場、配水池等の運転に係る水質検査及び検査項目の決定	○	
浄水場施設、配水池等の施設基準検査の実施	○	
浄水場、配水池等の施設基準検査結果の判断	○	
取水停止の判断	○	
浄水への消毒剤注入量の決定		○
浄水及び管末の残留塩素濃度の確保		○
送水圧力の確保（安定給水の確保）		○
給水の緊急停止の決定	○	
給水の緊急停止以後の給水再開の決定	○	
給水停止命令に関する給水停止の実施	○	
非常事態に対する判断及び措置	○	
非常事態に対する対応の実施		○
苦情に関する電話対応と結果の保存	○	△
苦情に関する措置	○	△
運転管理指標の遵守		○
受託期間終了時の業務継承		○
委託内容不良に伴う契約途中解除	○	

別表 4

①水質管理の水準

受注者は、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底することとする。また、水質管理に必要な項目の検査・測定を実施し、必要に応じてジャーテスト等を行って最適な薬品注入率を決定し、水質の向上及び必要かつ最低限の薬品注入に努めることとする。

水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令などを参照して遵守するものとする。

浄配水場等での水質管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

○配水池（浄水池）から管末までの浄水は、常に水道法の水質基準に適合していること。			
○給水区域末端部での残留塩素管理を考慮し、各施設の出口での遊離残留塩素を以下のとおりとする。			
ただし、この範囲内にあっても給水区域末端部での遊離残留塩素は 0.1mg/L 以上を維持すること。また、残留塩素計測計器の無い施設においても、給水区域末端部での遊離残留塩素は 0.1mg/L 以上を維持すること。			
若田浄水場 北廻り系	遊離残留塩素	0.45mg/L から	0.55mg/L
南廻り系	遊離残留塩素	0.45mg/L から	0.55mg/L
高区	遊離残留塩素	0.30mg/L から	0.40mg/L
低区	遊離残留塩素	0.30mg/L から	0.40mg/L
剣崎浄水場 高区	遊離残留塩素	0.25mg/L から	0.35mg/L
低区	遊離残留塩素	0.40mg/L から	0.50mg/L
白川浄水場	遊離残留塩素	0.45mg/L から	0.55mg/L
乗附浄水場	遊離残留塩素	0.50mg/L から	0.60mg/L
正観寺配水場	遊離残留塩素	0.40mg/L から	0.50mg/L
矢原浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.40mg/L
生原浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.40mg/L
唐松浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.40mg/L
松原総合配水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.40mg/L
下之原浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.40mg/L
上善地簡易水道上善地浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.40mg/L
足門浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.40mg/L
金古浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.40mg/L
新町浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.30mg/L
宮谷戸浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から	0.35mg/L

下村浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
一五沢浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.30mg/L
上里見浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
間野浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
里東配水池	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
十文字浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
小田原浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
白岩浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
宮沢浄水場	遊離残留塩素 配水	0.20mg/L から 0.55mg/L
	遊離残留塩素 ろ過水	0.55mg/L から 1.00mg/L
高浜浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
本郷浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
北の谷簡易水道北の谷高区浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
中室田北部簡易水道中室田北部浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
中室田簡易水道上ノ原浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
中室田簡易水道中室田配水池	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
社家町簡易水道社家町浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
湖畔簡易水道湖畔配水池	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
本庄・中戸簡易水道中戸浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
岩崎浄水場	遊離残留塩素	0.40mg/L から 0.90mg/L
八束浄水場	遊離残留塩素	0.40mg/L から 0.65mg/L
小梨浄水場	遊離残留塩素	0.20mg/L から 0.35mg/L
○各浄配水場の浄水濁度は 0.1 度以下を維持すること。		

②水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行う。

水量調整等に関する要求水準は、以下のとおりとする。

○各取水施設からの取水量は、規定された水利権又は認可水量がある。以下は各施設における水利権及び認可水量を示す。	
若田・剣崎浄水場	（取水場所） 神山取水場（烏川表流水） （最大取水量） 44,925 m ³ /日

白川浄水場	(取水場所) 金敷平分水工 (群馬用水) (最大取水量) 15,000 m ³ /日 (最大受水量) 15,000 m ³ /日 (県央第一水道より)
止観寺配水場	(最大受水量) 53,900 m ³ /日 (県央第一水道より)
矢原浄水場	(取水場所) 第 1 水源 (最大取水量) 662 m ³ /日 群馬用水 1,210 m ³ /日
生原浄水場	(取水場所) 第 5 水源 (最大取水量) 110 m ³ /日
唐松浄水場	(取水場所) 第 6 水源 (最大取水量) 1,309 m ³ /日
松之沢浄水場	(取水場所) 松之沢水源 (最大取水量) 94 m ³ /日 赤坂水源 420 m ³ /日
松原総合配水場	(取水場所) 十二前水源 (最大取水量) 3,456 m ³ /日 (最大受水量) 4,340 m ³ /日 (県央第一水道より)
下之原浄水場	(取水場所) 下之原水源 (最大取水量) 680 m ³ /日
足門浄水場	(取水場所) 中里立坑 (最大取水量) 5,686 m ³ /日 (最大受水量) 3,350 m ³ /日 (県央第一水道より)
金古浄水場	(取水場所) 金古立坑 (最大取水量) 7,200 m ³ /日 (最大受水量) 5,250 m ³ /日 (県央第一水道より)
新町浄水場	(取水場所) 第 1 水源 (最大取水量) 2,000 m ³ /日 第 2 水源 2,000 m ³ /日 第 3 水源 2,000 m ³ /日 第 4 水源 2,000 m ³ /日 第 5 水源 2,000 m ³ /日
宮谷戸浄水場	(取水場所) 室田第 1 水源 (最大取水量) 110 m ³ /日 室田第 2 水源 373 m ³ /日
下村浄水場	(取水場所) 室田第 3・4 水源 (最大取水量) 666 m ³ /日 室田第 6 水源 576 m ³ /日
一五沢浄水場	(取水場所) 室田第 3・4 水源 (最大取水量) 27 m ³ /日
上里見浄水場	(取水場所) 里見第 1 水源 (最大取水量) 513 m ³ /日 里見第 2 水源 4,150 m ³ /日
間野浄水場	(取水場所) 里見第 2 水源 (最大取水量) 76 m ³ /日
里東配水池	(取水場所) 里見第 4 水源 (最大取水量) 480 m ³ /日
十文字浄水場	(取水場所) 十文字第 1 水源 (最大取水量) 147 m ³ /日 十文字第 2 水源 155 m ³ /日
小田原浄水場	(取水場所) 十文字第 1 水源 (最大取水量) 58 m ³ /日

白岩浄水場	(取水場所) 白岩第 1 水源	(最大取水量) 1,176 m ³ /日	
	白岩第 2 水源	330 m ³ /日	
宮沢浄水場	(取水場所) 宮沢第 1 水源	(最大取水量) 825 m ³ /日	
高浜浄水場	(取水場所) 高浜第 1 水源	(最大取水量) 300 m ³ /日	
	高浜第 2 水源	632 m ³ /日	
本郷浄水場	(取水場所) 本郷第 1 水源	(最大取水量) 596 m ³ /日	
岩崎浄水場	(取水場所) 岩崎取水場	(最大取水量) 17,018 m ³ /日	
八束浄水場	(取水場所) 鑓川用水路分水柵	(最大取水量) 8,000 m ³ /日	
小梨浄水場	(取水場所) 小梨川取水口	(最大取水量) 95 m ³ /日	
○委託する配水区域内での過去 3 か年の水量の値は、以下のとおりである。			
日平均取水量 m ³ /日			
水系	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
若田水系	38,072	36,842	36,958
剣崎水系	6,452	7,133	7,176
白川水系	24,469	24,326	24,466
正観寺水系	39,793	39,756	39,642
矢原水系	640	840	1,070
生原水系	110	110	110
唐松水系	898	994	1,066
松原総合水系	4,688	4,289	4,430
松之沢水系	355	285	311
下之原水系	357	322	288
足門水系	6,082	5,874	6,043
金古水系	9,265	9,200	9,243
新町水系	4,302	4,199	4,179
宮谷戸水系	280	258	225
下村水系	834	861	768
一五沢水系	6	6	7
上里見・間野水系	4,929	4,763	4,669
十文字水系	589	667	633
小田原水系	20	21	27
白岩水系	1,221	1,132	1,119
宮沢水系	124	109	119
高浜水系	492	551	653
本郷水系	432	433	445

岩崎水系	4,443	4,140	4,123
八束水系	6,559	6,798	6,896
小梨水系	34	27	29

日平均配水量 m³/日			
水系	令和3年度	令和4年度	令和5年度
若田水系	30,051	30,190	30,229
剣崎水系	4,181	4,584	4,624
白川水系	18,116	17,772	17,569
正観寺水系	39,817	39,785	39,634
矢原水系	582	764	974
生原水系	110	110	110
唐松水系	478	575	610
松原総合水系	4,317	4,195	4,178
松之沢水系	355	285	311
下之原水系	356	318	284
足門水系	5,530	5,454	5,611
金古水系	9,030	9,064	9,180
新町水系	4,278	4,172	4,148
宮谷戸水系	199	194	184
下村水系	783	751	624
一五沢水系	6	6	7
上里見・間野水系	3,964	3,935	3,922
十文字水系	427	448	408
小田原水系	20	21	27
白岩水系	628	619	656
宮沢水系	234	232	261
高浜水系	1,135	1,151	1,218
本郷水系	435	442	455
岩崎水系	3,798	3,504	3,502
八束水系	6,015	6,142	6,259
小梨水系	33	26	28

別表5 コンクリート構造物（水密性を有する構造物）一覧 3年に1回の点検

地域	水系名	施設名	所在地	導水渠	取水口	蓄水井 （池）	ポンプ井	混和池	ブロック 形成池	沈殿 （砂）池	ろ過池	配水池	その他	点検 グループ	
高 崎 地 域	若田・剣崎	神山取水場	高崎市上里見町633-1	1	1	—	—	—	—	4	—	—	—	A	
		剣崎浄水場	高崎市剣崎町1317-1	—	—	—	—	—	—	3	4	2	—		
		若田浄水場	高崎市若田町309-2	—	—	4	—	10	—	10	10	7	—		
		高浜川注水口	高崎市高浜町1080-2	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—		
		山名配水池	高崎市山名町1712-6	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—		
		城山ポンプ場	高崎市寺尾町1333-6	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		
		城山配水池	高崎市寺尾町1064-21	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
		緑ヶ丘配水池	高崎市山名町2360-2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
		グリーンヒル高崎ポンプ場	高崎市山名町2500-11	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		
	乗附	乗附浄水場	高崎市八千代町4-2-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		—
		天神山配水池	高崎市乗附町2170-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		—
		白衣配水池	高崎市寺尾町字小保田有林高崎事業区89枚原イ2班	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		清水配水池	高崎市石原町2400-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		乗附配水池	高崎市乗附町1110-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3		—
		大平台配水池	高崎市乗附町2662-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		大平第2ポンプ場	高崎市乗附町3381-3	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
		安中大谷配水池	安中市大谷1052-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
	白 川	鶴辺配水池	高崎市寺尾町1064-41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		鼻高第1圧力調整池	高崎市鼻高町2007-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		白川浄水場	高崎市箕郷町上芝705-1	—	—	1	—	2	4	4	2	3	—		
	県 央	金数平分水工	高崎市箕郷町金数平256-9	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		正観寺配水場	高崎市正観寺町830	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		—
高崎地域				2	2	5	3	12	4	22	16	31	0	97	
箕 郷 地 域	矢 原	矢原浄水場	高崎市箕郷町矢原1985	1	1	1	1	1	4	4	—	3	—	B	
		生 原	生原浄水場	高崎市箕郷町矢原361	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
	唐 松	唐松浄水場	高崎市宮沢町2132	1	1	1	—	2	—	2	—	1	—		
		第2減圧槽（唐松）	高崎市箕郷町中野303	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
		第4減圧槽（唐松）	高崎市箕郷町善地1685-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
		第6減圧槽（唐松）	高崎市箕郷町善地672-106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
		上ノ原減圧槽	高崎市箕郷町善地968-5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
		愛宕減圧槽	高崎市箕郷町善地944-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
		下ノ原減圧槽	高崎市箕郷町善地140-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
		駒寄配水池	高崎市箕郷町善地1802	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
		金数平配水池	高崎市箕郷町金数平152-3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
	城山配水池（箕郷）	城山配水池（箕郷）	高崎市箕郷町西明屋932-5	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—		
		松原総合配水場	高崎市箕郷町矢原1060-62	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—		
		十二前水源（トンネル湧水）	榛東村新井2246-2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
	松之沢	松之沢浄水場	高崎市箕郷町松之沢253-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		松之沢水源 湧水	高崎市箕郷町松之沢253-1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—		—
		桑戸配水池	高崎市箕郷町矢原2025-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		不動減圧槽	高崎市箕郷町松之沢386-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
		道陸陣減圧槽	高崎市箕郷町松之沢371-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
		松之沢調圧槽	高崎市箕郷町松之沢311-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
	下之原	下之原浄水場	高崎市箕郷町善地140-9	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
	箕郷隔水 （上善地）	上善地浄水場	高崎市箕郷町中野20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		水源 湧水	高崎市箕郷町中野367-7	—	3	1	—	—	—	—	—	—	—		—
		上善地減圧槽	高崎市箕郷町善地1422-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		風原配水池	高崎市箕郷町善地672-65	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
		風原減圧槽	高崎市箕郷町中野18-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
	箕郷隔水 （中善地）	中善地浄水場	高崎市箕郷町善地1062	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		—
		水源 湧水	高崎市箕郷町善地1061-2、1665-1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—		—
箕郷地域				2	5	7	1	3	4	6	0	17	11	56	
群馬 地域	足 門	足門浄水場	高崎市足門町814-1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	B	
	金 古	金古浄水場	高崎市金古町1686-12	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—		
群馬地域				0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	7	
新町 地域	新 町	新町浄水場	高崎市新町3074-1	—	—	1	2	—	—	—	—	2	—	B	
新町地域				0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	5	

地域	水系名	施設名	所在地	導水渠	取水口	蓄水井 (池)	ポンプ井	混和池	フロック 形成池	沈殿 (砂)池	ろ過池	配水池	その他	点検 グループ
埴 名 地 域	宮谷戸	宮谷戸浄水場	高崎市下室田町704	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	C
		宮谷戸配水池	高崎市下室田町105	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	
		室田第2導水沈砂池	高崎市下室田町680-3	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	
	下 村	下村浄水場	高崎市下室田町3025-4	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	
		室田第4水源・湧水(4-1)	高崎市下室田町4643	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		室田第4水源・湧水(4-2)	高崎市下室田町4671	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		室田第4水源・湧水(4-3)	高崎市下室田町4669	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	一五沢	一五沢浄水場	高崎市下室田町4547	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
		室田第3水源・湧水(3-1)	高崎市下室田町4546-2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		室田第3水源・湧水(3-2)	高崎市下室田町4737-2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		室田第3水源・湧水(3-3)	高崎市下室田町4581-10	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		室田第3水源・湧水(3-4)	高崎市下室田町4581-2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		室田第3水源・湧水(3-5)	高崎市下室田町4760-1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		室田第3水源・湧水(3-6)	高崎市下室田町4581-1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		接合井	高崎市下室田町4546-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		上里見浄水場	高崎市上里見町2630-3	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	
	上里見	里見第1水源 湧水	高崎市上里見町2635-3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		里見第2水源 湧水	高崎市上里見町4046-8	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		藤平中継ポンプ堤	高崎市上里見町3489-4	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	
		藤平配水池	高崎市上里見町3594-2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
		龍野浄水場	高崎市上里見町3280-2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
		里東配水池	高崎市中里見町666-2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
		里見第4水源 湧水(井ノ下ポンプ集)	高崎市中里見町2221-3	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	
	十文字	十文字浄水場	高崎市十文字町1442-3	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	
		十文字第1水源 湧水	高崎市下室田町4828	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3減圧槽(十文字)	高崎市下室田町4845付近	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		第4減圧槽(十文字)	高崎市下室田町4845	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		第5減圧槽(十文字)	高崎市宮沢町2110-3付近	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		第6減圧槽(十文字)	高崎市宮沢町2109-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		第7減圧槽(十文字)	高崎市宮沢町1929	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		十文字第2水源 湧水	高崎市宮沢町2114-1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		十文字第3導水	高崎市十文字町884-2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	
	小田原	小田原浄水場	高崎市宮沢町1918-2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
	白 岩	白岩浄水場	高崎市白岩町211-1	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	
		白岩第1水源 湧水(1)	高崎市宮沢町2132	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		白岩第1水源 湧水(2-1)	高崎市宮沢町2125	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		白岩第1水源 湧水(2-2)	高崎市宮沢町2125	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		白岩第1水源 湧水(3)	高崎市宮沢町2131	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		白岩第1水源 湧水(4-1)	高崎市宮沢町2131	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		白岩第1水源 湧水(4-2)	高崎市宮沢町2131	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		白岩第1水源 湧水(4-3)	高崎市宮沢町2131	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第8減圧槽(白岩)	高崎市宮沢町2125-4付近	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		第9減圧槽(白岩)	高崎市箕郷町善地1978-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	宮 沢	宮沢浄水場	高崎市宮沢町1436-1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	
	高 浜	高浜浄水場	高崎市高浜町1198-25	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	
		高浜調整池	高崎市宮沢町1800-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	

地域	水系名	施設名	所在地	導水渠	取水口	蓄水井 (池)	ポンプ井	混和池	フロック 形成池	沈殿 (砂)池	ろ過池	配水池	その他	点検 グループ	
橋名地域	橋名簡水 (北の谷)	北の谷高区浄水場	高崎市中室田町4181-5	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	C	
		北の谷低区配水池	高崎市中室田町919-3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
		第1水源 湧水	高崎市中室田町4533-1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2水源 湧水	北の谷高区配水池から徒歩30分	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3水源 湧水	北の谷高区配水池から徒歩30分	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第4水源 湧水	北の谷高区配水池から徒歩30分	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
	橋名簡水 (中室田 北部)	中室田北部浄水場	高崎市中室田町3773	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1		—
		第1水源 湧水	八上ア-カトリ-川の北	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		第2水源 湧水	高崎市中室田町4694-2先	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		第1減圧槽 (第1水源)	高崎市中室田町4714	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
		第2減圧槽 (第1水源)	高崎市中室田町4719先	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
		第3減圧槽 (第2水源)	高崎市中室田町3823先	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
		第4減圧槽 (第2水源)	高崎市中室田町3840先	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
	橋名簡水 (中室田)	上ノ原浄水場	高崎市上室田町5301-4	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1		—
		中室田配水池	高崎市中室田町1458-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		—
	橋名簡水 (本庄・ 中戸)	見谷戸配水池	高崎市上室田町5846	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		本庄第1水源 湧水	高崎市上室田町2061-1付近	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		本庄第2水源 湧水	高崎市上室田町2084	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		本庄第2水源送水ポンプ場	高崎市上室田町2084	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
		本庄配水池	高崎市上室田町2059-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		中戸水源 湧水	高崎市上室田町2509-1付近	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		中戸浄水場	高崎市上室田町2555-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
	橋名簡水 (上室田原)	上室田原配水池	高崎市上室田町3662-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		第2減圧槽	高崎市上室田町3003-13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		1
	橋名簡水 (社家町)	社家町第1水源 湧水	高崎市橋名山町417付近	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		社家町第2水源 湧水	高崎市橋名山町417付近	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		社家町第3水源 湧水	高崎市橋名山町417付近	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		社家町浄水場	高崎市橋名山町168-4	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1		—
	橋名簡水 (湖畔)	湖畔配水池	高崎市橋名湖町848-114	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
	橋名簡水 (沼ノ原)	沼ノ原水源 湧水	高崎市橋名湖町846	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—		—
		沼ノ原配水池	高崎市橋名湖町846	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		—
		沼ノ原加圧ポンプ場 (夏季のみ)	高崎市橋名湖町845	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
橋名地域				0	33	12	5	0	0	1	0	31	14	96	
吉井地域	小 梨	小梨浄水場	高崎市吉井町東谷962	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	B	
		八束浄水場	高崎市吉井町塩1385	1	1	—	1	1	2	2	4	2	—		
	八 束	高区配水池	高崎市吉井町塩1385	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		調整池	高崎市吉井町塩618	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		関越ポンプ場	高崎市吉井町塩150-2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
		関越配水池	高崎市吉井町塩952 (関越ハイランド地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		坂口ポンプ場	高崎市吉井町坂口966-2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
		坂口配水池	高崎市吉井町坂口18-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		申田ポンプ場	高崎市吉井町上奥平1167-3	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
		上奥平配水池	高崎市吉井町上奥平1015	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		矢田配水池	高崎市吉井町矢田1122	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		西深沢配水池	高崎市吉井町多比良240-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		—
		牛伏山送水ポンプ場	高崎市吉井町神保1300-5	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
	岩 崎	岩崎浄水場	高崎市吉井町岩崎2812-1	—	—	1	—	2	2	2	2	2	1		—
		岩崎取水場	高崎市吉井町岩崎2596	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
		岩崎配水池	高崎市吉井町岩崎2395ほか	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
		南陽台配水池	高崎市吉井町南陽台1-19-13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		—
吉井地域				3	1	1	6	3	4	4	6	14	0	42	